

「新監査役監査基準の実践状況に関する監査役アンケート」集計結果サマリー

自社の監査役監査基準の改定状況

回答会社の約 90%が新監査役監査基準（以下、「新基準」）に照らし、自社基準を改定、検討、または作成している。明文化した基準はないが、監査計画等に盛り込んで実践している会社も 93 社と少なからずあることに注目したい。

「取締役会等の意思決定の監査」（14 条）について

取締役審議資料の事前配布状況や事前説明状況については、取締役よりも監査役に対してよく行われているようである。また、取締役の「経営判断原則」に対する理解度については、約 96%が「理解している」と回答し、約 82%が「実践している」と回答した。この傾向は、大会社、中小会社等いずれも同じである。一方、「理解していない」と回答した会社の約 68%の監査役は、取締役に対して、「すでに助言・勧告等をしている」としており、監査役の積極的な活動が窺える。

「内部統制システムの整備状況の監査」（15 条）について

今回のアンケートでは、内部統制システムを法令等遵守、リスク管理、企業情報開示の三つに絞り込んで質問した。取締役の内部統制システム整備の重要性に対する認識度については、全体の約 95%が認識しており、法令等遵守やリスク管理における社内体制構築と、それらに対する監査については実践できている会社が多い。

一方、実践できていない会社は、自社における各々の定義が明確になっていないことを多く理由に挙げている。

内部統制システムの整備に関する監査役的活動としては、

- ・ 代表取締役を含む全取締役に当社の内部統制の現状の調査結果と改善の勧告を文書に作成し、役員会で監査役が説明し申し入れた。
- ・ 監査役会主催「役員向け法律勉強会」を開催した。
- ・ 現地監査時「内部統制項目に関する事前アンケート調査表」に基づく管理職面談をした。

など、積極的な監査役の姿が窺える回答が多数寄せられた。

「代表取締役との定期的会合」（26 条）について

代表取締役との定期的会合は、約 74%の会社で実施されている。定期的会合のテーマとしては、「会社が対処すべき課題」が 87.2%と高率。次が「最近の監査結果の問題点」78.5%の順に回答が多かったが、「会社を取り巻くリスク」および「経営方針の確認」とした回答もかなりあった。代表取締役と同じ視点に立つことが監査役に求められよう。

代表取締役との定期的会合を（あまり、殆ど）実施していないという会社の理由として

は、「不定期に随時対話できるので定期的会合は不要だから」という回答が約 78%を占めた。

定期的会合を「実践している」、「概ね実践している」という 908 社に、この「随時対話できるので定期的会合は不要」という 251 社を加えると、1159 社となり、回答会社の約 94%がなんらかの形で代表取締役との会合機会をもっていることが分かる。

「監査役監査の環境整備」(27 条) について

取締役等における、監査役監査の重要性・有用性の理解度については、約 92%が「(十分、概ね) 理解している」と回答した。一方、中小会社等の場合は「理解が不十分である」という回答比率が大会社に比して 5.5%高い結果となった。

監査環境整備についての代表取締役との協議の機会が(十分に、適度に)あるという会社は約 60%。代表取締役との定期的会合の機会を利用して環境整備に対する十分な理解を求めたいところである。

「企業情報開示体制の監査」(31 条) について

「適時・適切な企業情報開示の重要性に対する取締役の理解度」については、90%以上が「(十分、概ね) 理解している」と回答した。

「有価証券報告書、決算短信などの企業情報の適正かつ適時な開示体制」では、87.8%の会社が「(十分、概ね) 整備されている」と回答したのと対照的に、「継続企業の前提に係る情報開示に関する基準・規程等の整備状況」について「(十分、概ね) 整備されている」と回答したのは、66.1%であった。しかし、この基準・規程等を 66.7%が「(十分、概ね) 運用されている」と回答している。つまり、基準・規程等整備後の運用状況はよいものと考えられる。

以上

「新監査役監査基準の実践状況に関する監査役アンケート」集計結果

- 対象 会員会社 4,630社 (うち、大会社4,028社：87%、中小会社・その他法人602社：13%)
※みなし大会社25社を含む
- 調査期間 平成17年3月18日(金)9:00～4月15日(金)17:00
- 有効回答社数 1,235社 (会員会社の26.7%)
- ・大会社回答社数 1,139社※ (対象会社の28.3%) ※みなし大会社4社を含む
(有効回答社数の92.2%)
 - ・中小会社・その他法人回答社数96社 (対象会社の16.0%)
(有効回答社数の7.8%)

社団法人 日本監査役協会
ケース・スタディ委員会

【目次】

一.集計結果について	1
二.集計結果の構成等	2
三.集計結果	
1.企業統治区分	3
2.会社区分	3
会社区分・上場分類のクロス集計	3
3-1.取締役人数(社外含む)	4
3-2.監査役の人数	4
3-3.監査委員の人数	5
3-4.執行役の人数	5
4.当協会の実務部会への登録の有無	5
Ⅰ.自社の監査役監査基準等の改定の有無	6
Ⅱ.自社基準改定状況	7
Ⅲ.新基準の監査計画への盛り込み状況	8
現時点までの監査活動における新基準	
14条、15条、26条、27条、31条の実践状況	
ⅰ.「取締役会等の意思決定の監査」(14条)について	
(1)監査役に対する稟議書の回覧状況	9
(2-1)～(2-4)取締役会における審議の実態	10
取締役会の審議状況(2-3)(2-4)におけるクロス集計	11
(3)実質的な意思決定機関(経営会議・常務会等) がある場合における監査役の出席状況	12
(4)取締役の「経営判断原則」の理解及び実践	12
(5)前問(4)で、「理解していない」場合	12
(6)監査役が意見陳述する際の取締役会の雰囲気	13
ⅱ.「内部統制システムの整備状況の監査」(15条)について	
(7)法令遵守の社内体制整備状況	13
(8)法令等遵守状況のチェック	14

(9)監査役による法令等遵守体制の監査	14
(9-2)「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」理由	14
(10)リスク管理体制	15
(11)リスク管理状況のチェック	15
(12)監査役によるリスク管理体制の監査	16
(12-2)「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」理由	16
(13)有価証券報告書、決算短信などの企業情報の適正かつ適時な開示体制	16
【全回答会社】設問(13)と上場分類とのクロス集計	17
【大会社】設問(13)と上場分類とのクロス集計	17
【中小会社等】設問(13)と上場分類とのクロス集計	17
(14)企業情報の適正かつ適時な開示体制の監査	18
【全回答会社】設問(14)と上場分類とのクロス集計	18
【大会社】設問(14)と上場分類とのクロス集計	18
【中小会社等】設問(14)と上場分類とのクロス集計	19
(14-2)「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」理由	19
(15)(代表)取締役の、内部統制システム整備の重要性に対する認識度	20
(16)内部統制システムの構築状況及び運用状況についての取締役及び 使用人(内部監査部門を除く)から監査役への報告	20
(16-2)「不十分である」、「殆ど行われていない」理由	21
(17)内部統制システムの構築状況及び運用状況についての 内部監査部門から監査役への報告	21
(17-2)「行われているが不十分」、「殆ど行われていない」理由	21
(18)会計監査人から監査役への財務情報に関する内部統制システムの 構築状況及び運用状況についての報告	22
(18-2)「行われているが不十分」、「殆ど行われていない」理由	22
(19)内部統制システムに関する監査の結果に関する、監査役から 取締役(会)への報告、内部統制システムの改善の助言または勧告	23
(19-3)「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」理由	23
(19-2)(19)で「実践している」「概ね実践している」の回答	23

iii. 「代表取締役との定期的会合」(26 条)について

(20) 監査役(会)と代表取締役との定期的会合	24
(21) 「実施している」、「概ね実施している」回数	24
(22) 定期的会合への監査役側の出席者	25
(22-2) 定期的会合への取締役側の出席者	25
(23) 定期的会合での意見交換のテーマ	26
(24) 代表取締役との定期的会合を 「あまり実施していない」「殆ど実施していない」理由	26

iv. 「監査役監査の環境整備」(27 条)について

(25) (代表)取締役等における、監査役監査の 重要性・有用性の理解度	27
(26) 監査環境整備に関する(代表)取締役との協議の機会	27
(27) 取締役及び使用人から監査役に対しての日常の報告	28
(28) 取締役及び使用人から監査役への報告の仕組み	28
(29) 業務執行から独立した監査役スタッフ	28

v. 「企業情報開示体制の監査」(31 条)について

(30) 継続企業の前提に係る情報開示に関する基準・規程等の整 備状況	29
【全回答会社】設問 30 と上場分類のクロス集計	29
【大会社】設問 30 と上場分類のクロス集計	30
【中小会社等】設問 30 と上場分類のクロス集計	30
(31) 前問(30)の基準・規程等の運用状況	31
(32) 適時・適切な企業情報開示の重要性に対する 取締役の理解度	31
(33) 前問(30)で掲げた事項についての監査役における 情報の入手環境	31
設問(30)と(33)とのクロス集計	32

平成17年3月18日から4月15日まで実施された標記アンケート調査は、全会員会社4,630社を対象にインターネットを利用して実施された。回答は1,235社から寄せられ、回答率は26.7%であった。

アンケートにご協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げたい。

一.集計結果について

- 上場会社は、非上場会社よりも回答比率が高かった。

新基準はもともと上場大会社を念頭に策定されているため、より関心が高かったものと思われる。

- 大会社は、他の会社よりも回答比率が高かった。

これも、新基準がもともと上場大会社を念頭に策定されていることが原因であると考えられる。

二.集計結果の構成等

集計結果は、「全回答会社版」、「大会社版」、「中小会社等版」に分けて作成している。本集計結果では、データをまとめて示し、特にお断りのない限り、「全回答会社版」のデータについて適宜コメントを付している。

また、有価証券報告書提出会社か否かによって回答に差異が生じる設問については、適宜、「一部上場」、「二部上場」などの上場区分とのクロス集計を行って分析精度の向上を図ったほか、回答者の誤答（監査役設置会社が執行役と執行役員を混同して回答した場合など）があった場合には、これらを除外して集計した。

なお、個別の記述回答については、多数の事例が寄せられたため、設問ごとに主な回答例を抜粋して収録したものを「新監査役監査基準の実践状況に関する監査役アンケートその他の回答集」として49頁以降に掲載したので、参考にしていただきたい。

三.集計結果

1. 企業統治区分

	全 体		大会社		中小会社等	
監査役設置会社(「監事」を含む)	1223	99.0%	1127	98.9%	96	100.0%
委員会等設置会社	12	1.0%	12	1.1%	0	0.0%
未回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

2. 会社区分

	全 体		大会社		中小会社等	
大会社	1139	92.2%	1139	100.0%	0	0.0%
中会社	75	6.1%	0	0.0%	75	78.1%
小会社	16	1.3%	0	0.0%	16	16.7%
相互会社	4	0.3%	0	0.0%	4	4.2%
その他	1	0.1%	0	0.0%	1	1.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

会社区分・上場分類のクロス集計

(上場分類は平成 17 年3月 15日現在の会員データによる)

会社区分	上場分類										合計
	一 部	二 部	ジャスダック	マザーズ	地方単独	ヘラクレス	その他	非上場	未回答		
大会社	513	166	93	17	9	5	2	331	3	1139	
中会社		2	6		1			64	1	75	
小会社								16		16	
相互会社								4		4	
その他								1		1	
合計	513	168	99	17	10	5	3	416	4	1235	

回答会社のうち、株式を上場している会社は、815 社であり、全回答会社の 66%を占める。

3-1. 取締役人数（社外含む）	全 体		大会社		中小会社等	
1人以上5人未満	99	8.0%	81	7.1%	18	18.8%
5人以上10人未満	640	51.8%	580	50.9%	60	62.5%
10人以上15人未満	347	28.1%	334	29.3%	13	13.5%
15人以上20人未満	105	8.5%	101	8.9%	4	4.2%
20人以上	40	3.2%	39	3.4%	1	1.0%
未回答	4	0.3%	4	0.4%	0	0.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

取締役の人数は、全体的に5人以上10人未満という体制が多い。

3-2. 監査役の人数	全 体		大会社		中小会社等	
1人	15	1.2%	0	0.0%	15	15.6%
2人	46	3.7%	0	0.0%	46	47.9%
3人	550	44.5%	524	46.0%	26	27.1%
4人	515	41.7%	510	44.8%	5	5.2%
5人	83	6.7%	79	6.9%	4	4.2%
6人	8	0.6%	8	0.7%	0	0.0%
7人以上	6	0.5%	6	0.5%	0	0.0%
未回答	12	1.0%	12	1.1%	0	0.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

監査役の人数は、大会社では、3人、中小会社等では2名という体制が多い。大会社のみで見ると、3人体制と4人体制が拮抗している。

3-3. 監査委員の人数

	全 体		大会社		中小会社等	
1人	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2人	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3人	9	75.0%	9	75.0%	0	0.0%
4人	1	8.3%	1	8.3%	0	0.0%
5人	2	16.7%	2	16.7%	0	0.0%
6人	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7人	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	12	100.0%	12	100.0%	0	0.0%

現行法上、委員会等設置会社は、大会社のみ選択できる。監査委員の人数は3名という体制が多い。前問3-2では、監査役が7人以上という会社もあるが、監査委員の場合は、最高人数は5名となっている。

3-4. 執行役の人数

	全 体		大会社		中小会社等	
1人以上5人未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5人以上10人未満	2	16.7%	2	16.7%	0	0.0%
10人以上15人未満	5	41.7%	5	41.7%	0	0.0%
15人以上20人未満	1	8.3%	1	8.3%	0	0.0%
20人以上	4	33.3%	4	33.3%	0	0.0%
合計	12	100.0%	12	100.0%	0	0.0%

4. 当協会の実務部会への登録の有無

	全 体		大会社		中小会社等	
いる	651	52.7%	606	53.2%	45	46.9%
いない	582	47.1%	531	46.6%	51	53.1%
未回答	2	0.2%	2	0.2%	0	0.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

全回答会社の半数以上に当協会実務部会への登録者がいる。大会社のほうが中小会社等と比して実務部会に登録しているという回答比率が高い。

I. 自社の監査役監査基準等の改定の有無	全体		大会社		中小会社等	
	数	割合	数	割合	数	割合
自社基準は既にあり、改定した	636	51.5%	611	53.6%	25	26.0%
自社基準は既にあり、現在改定を検討中	334	27.0%	307	27.0%	27	28.1%
自社基準がなかったため、今回作成した	86	7.0%	69	6.1%	17	17.7%
自社基準がなかったため、現在作成中	67	5.4%	57	5.0%	10	10.4%
自社基準はなく、今後も作成する予定はない	13	1.1%	10	0.9%	3	3.1%
明文化された基準はないが、監査計画等に盛り込んでいる	93	7.5%	80	7.0%	13	13.5%
その他	1	0.1%	0	0.0%	1	1.0%
未回答	5	0.4%	5	0.4%	0	0.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

その他の回答は、「自社基準を検討した結果改定しなかった」というものである。

回答会社の約90%が新監査役監査基準（以下、「新基準」）に照らし、自社基準を改定、検討、または作成している。明文化した基準はないが、監査計画に盛り込んで実践している会社も少なからずあることに注目したい。

「自社基準がなかったため、今回作成した」、「自社基準がなかったため、現在作成中」、「明文化された基準はないが、監査計画等に盛り込んでいる」のいずれの選択肢においても中小会社等のほうが大会社よりも回答比率が高い。

II. 自社基準改定状況

i. 「取締役会等の意思決定の監査」(14条)について										
盛り込まれている			一部盛り込まれている		盛り込まれていない		未回答		合計	
全体	874	70.8%	157	12.7%	112	9.1%	92	7.4%	1235	100.0%
大会社	821	72.1%	139	12.2%	97	8.5%	82	7.2%	1139	100.0%
中小会社等	53	55.2%	18	18.8%	15	15.6%	10	10.4%	96	100.0%
ii. 「内部統制システムの整備状況の監査」(15条)について										
盛り込まれている			一部盛り込まれている		盛り込まれていない		未回答		合計	
全体	796	64.5%	221	17.9%	127	10.3%	91	7.4%	1235	100.0%
大会社	752	66.0%	197	17.3%	109	9.6%	81	7.1%	1139	100.0%
中小会社等	44	45.8%	24	25.0%	18	18.8%	10	10.4%	96	100.0%
iii. 「代表取締役との定期的会合」(26条)について										
盛り込まれている			一部盛り込まれている		盛り込まれていない		未回答		合計	
全体	736	59.6%	128	10.4%	279	22.6%	92	7.4%	1235	100.0%
大会社	698	61.3%	113	9.9%	246	21.6%	82	7.2%	1139	100.0%
中小会社等	38	39.6%	15	15.6%	33	34.4%	10	10.4%	96	100.0%
iv. 「監査役監査の環境整備」(27条)について										
盛り込まれている			一部盛り込まれている		盛り込まれていない		未回答		合計	
全体	647	52.4%	244	19.8%	247	20.0%	97	7.9%	1235	100.0%
大会社	615	54.0%	218	19.1%	219	19.2%	87	7.6%	1139	100.0%
中小会社等	32	33.3%	26	27.1%	28	29.2%	10	10.4%	96	100.0%
v. 「企業情報開示体制の監査」(31条)について										
盛り込まれている			一部盛り込まれている		盛り込まれていない		未回答		合計	
全体	719	58.2%	170	13.8%	253	20.5%	93	7.5%	1235	100.0%
大会社	686	60.2%	143	12.6%	227	19.9%	83	7.3%	1139	100.0%
中小会社等	33	34.4%	27	28.1%	26	27.1%	10	10.4%	96	100.0%

新基準の盛り込み状況は、自社基準においては70%以上の会社でなんらかの形で盛り込まれているが、調査の対象となった条文の盛り込み方に特徴が出ている。

Ⅲ. 新基準の監査計画への盛り込み状況

i. 「取締役会等の意思決定の監査」(14条)について										
盛り込まれている			一部盛り込まれている		盛り込まれていない		未回答		合計	
全体	696	56.4%	315	25.5%	161	13.0%	63	5.1%	1235	100.0%
大会社	649	57.0%	288	25.3%	145	12.7%	57	5.0%	1139	100.0%
中小会社等	47	49.0%	27	28.1%	16	16.7%	6	6.3%	96	100.0%
ii. 「内部統制システムの整備状況の監査」(15条)について										
盛り込まれている			一部盛り込まれている		盛り込まれていない		未回答		合計	
全体	718	58.1%	352	28.5%	103	8.3%	62	5.0%	1235	100.0%
大会社	673	59.1%	319	28.0%	91	8.0%	56	4.9%	1139	100.0%
中小会社等	45	46.9%	33	34.4%	12	12.5%	6	6.3%	96	100.0%
iii. 「代表取締役との定期的会合」(26条)について										
盛り込まれている			一部盛り込まれている		盛り込まれていない		未回答		合計	
全体	608	49.2%	207	16.8%	351	28.4%	69	5.6%	1235	100.0%
大会社	573	50.3%	185	16.2%	318	27.9%	63	5.5%	1139	100.0%
中小会社等	35	36.5%	22	22.9%	33	34.4%	6	6.3%	96	100.0%
iv. 「監査役監査の環境整備」(27条)について										
盛り込まれている			一部盛り込まれている		盛り込まれていない		未回答		合計	
全体	326	26.4%	390	31.6%	449	36.4%	70	5.7%	1235	100.0%
大会社	309	27.1%	354	31.1%	412	36.2%	64	5.6%	1139	100.0%
中小会社等	17	17.7%	36	37.5%	37	38.5%	6	6.3%	96	100.0%
v. 「企業情報開示体制の監査」(31条)について										
盛り込まれている			一部盛り込まれている		盛り込まれていない		未回答		合計	
全体	463	37.5%	386	31.3%	321	26.0%	65	5.3%	1235	100.0%
大会社	440	38.6%	347	30.5%	293	25.7%	59	5.2%	1139	100.0%
中小会社等	23	24.0%	39	40.6%	28	29.2%	6	6.3%	96	100.0%

監査計画においては、

- i. 「取締役会等の意思決定の監査」(14条)
- ii. 「内部統制システムの整備状況の監査」(15条)

は、80%以上の会社でなんらかの形で盛り込まれているが、

- iii. 「代表取締役との定期的会合」(26条)
- iv. 「監査役監査の環境整備」(27条)

は、直接の監査対象ではないためか、監査計画への盛り込みは60%前後となっている。また、

- v. 「企業情報開示体制の監査」(31条)

は、約70%の会社でなんらかの形で盛り込まれており、今後更に盛り込まれるであろうと考える。一方、中小会社等においては、盛り込みの状況については大会社に比して不十分である。

現時点までの監査活動における新基準14条、15条、26条、27条、31条の実践状況

i. 「取締役会等の意思決定の監査」(14条)について

(1) 監査役に対する稟議書の回覧状況	全 体		大会社		中小会社等	
すべての稟議書が決裁前に監査役にも回覧される	156	12.6%	149	13.1%	7	7.3%
すべての稟議書が決裁後に監査役にも回覧される	507	41.1%	476	41.8%	31	32.3%
重要な稟議書のみが決裁前に監査役にも回覧される	135	10.9%	125	11.0%	10	10.4%
重要な稟議書のみが決裁後に監査役にも回覧される	211	17.1%	192	16.9%	19	19.8%
監査役には稟議書が回覧されない	218	17.7%	189	16.6%	29	30.2%
未回答	8	0.6%	8	0.7%	0	0.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

監査役への稟議書の回覧状況については、決裁前後問わず、81.7%の会社で回覧されているようである。

(2-1)～(2-4)取締役会における審議の実態

(2-1)	全 体		大会社		中小会社等	
取締役に対して事前に資料配布や説明が行われている	772	62.5%	715	62.8%	57	59.4%
取締役に対して事前に資料配布や説明が行われていない	367	29.7%	336	29.5%	31	32.3%
未回答	96	7.8%	88	7.7%	8	8.3%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

(2-2)	全 体		大会社		中小会社等	
監査役に対して事前に資料配布や説明が行われている	799	64.7%	744	65.3%	55	57.3%
監査役に対して事前に資料配布や説明が行われていない	366	29.6%	334	29.3%	32	33.3%
未回答	70	5.7%	61	5.4%	9	9.4%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

(2-3)	全 体		大会社		中小会社等	
質疑応答に基づく実質的な審議をしている	839	67.9%	774	68.0%	65	67.7%
質疑応答に基づく実質的な審議をしていない	281	22.8%	257	22.6%	24	25.0%
未回答	115	9.3%	108	9.5%	7	7.3%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

(2-4)	全 体		大会社		中小会社等	
取締役会は形式的で実質的な意思決定機関が別にある	592	47.9%	544	47.8%	48	50.0%
取締役会は形式的で実質的な意思決定機関が別がない	475	38.5%	437	38.4%	38	39.6%
未回答	168	13.6%	158	13.9%	10	10.4%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

取締役審議資料の事前配布状況や事前説明状況については、取締役よりも監査役に対してよく行われているようである。

取締役会の審議状況（2-3）（2-4）におけるクロス集計

質疑応答に基づく実質的な審議を

	している			していない			未回答			合計			全体	大会社	等 中小会社	
	全体	大会社	等 中小会社	全体	大会社	等 中小会社	全体	大会社	等 中小会社	全体	大会社	等 中小会社				
取締役会 は形式的 で実質的 な意思決 定機関が	ある	300	274	26	243	223	20	49	47	2	592	544	48	47.9%	47.8%	50.0%
	ない	433	399	34	36	32	4	6	6		475	437	38	38.5%	38.4%	39.6%
	未回答	106	101	5	2	2		60	55	5	168	158	10	13.6%	13.9%	10.4%
	合計	839	774	65	281	257	24	115	108	7	1235	1139	96	100.0%	100.0%	100.0%
		67.9%	68.0%	67.7%	22.8%	22.6%	25.0%	9.3%	9.5%	7.3%	100.0%	100.0%	100.0%			

- 1
26 | 取締役会において実質的な審議をしている会社は 67.9%であった。
- 1 | 常務会や経営会議のような取締役会とは別の意思決定機関があるかどうかについては「取締役会は形式的で実質的な意思決定機関が別にある」という選択肢を入れたため、回答に迷った会社が多くあったようである。設問の仕方に考慮すべきであった。
- 「取締役会における審議状況」と、「意思決定機関の有無」でクロス集計をしてみると、取締役会で実質的な審議をしていない 281 社中、別の意思決定機関もないという会社が 36 社あることが分った。

(3) 実質的な意思決定機関（経営会議・常務会等）がある場合における監査役の出席状況

	全 体		大会社		中小会社等	
全監査役が出席している	94	7.6%	77	6.8%	17	17.7%
常勤監査役全員が出席している	583	47.2%	539	47.3%	44	45.8%
監査役代表が出席している	167	13.5%	155	13.6%	12	12.5%
監査役は誰も出席していない	141	11.4%	135	11.9%	6	6.3%
未回答	250	20.2%	233	20.5%	17	17.7%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

実質的な意思決定機関への監査役の出席状況については、68.3%がなんらかの形で出席しているようである。「全監査役が出席している」状況を見ると、中小会社等のほうが大会社に比して約10%高い回答比率となっている。逆に、「監査役は誰も出席していない」状況を見ると、大会社のほうが中小会社等に比して5.6%高い回答比率となっている。

(4) 取締役の「経営判断原則」の理解及び実践

	全 体		大会社		中小会社等	
十分理解し、実践している	350	28.3%	334	29.3%	16	16.7%
概ね理解し、実践している	665	53.8%	604	53.0%	61	63.5%
理解しているが、実践は不十分である	171	13.8%	156	13.7%	15	15.6%
理解していない	25	2.0%	22	1.9%	3	3.1%
未回答	24	1.9%	23	2.0%	1	1.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

「経営判断の原則」については、95.9%が「理解している」と回答し、82.1%が「実践している」と回答した。この傾向は、大会社、中小会社等いずれも同じである。

(5) 前問(4)で、「理解していない」場合

取締役への「経営判断原則」の助言・勧告等	全 体		大会社		中小会社等	
すでに助言・勧告等をしている	17	68.0%	17	77.3%		
まだ助言・勧告等をしていない	8	32.0%	5	22.7%	3	100.0%
未回答		0.0%				
合計	25	100.0%	22	100.0%	3	100.0%

68%が、すでに助言・勧告等を行っているようである。

(6) 監査役が意見陳述する際の取締役会の雰囲気	全 体		大会社		中小会社等	
忌憚なく意見陳述ができる雰囲気である	999	80.9%	917	80.5%	82	85.4%
最低限の意見陳述しかできない雰囲気である	163	13.2%	154	13.5%	9	9.4%
意見陳述がしにくい雰囲気である	39	3.2%	37	3.2%	2	2.1%
その他(報告書 49 頁参照)	21	1.7%	19	1.7%	2	2.1%
未回答	13	1.1%	12	1.1%	1	1.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

「取締役会は、監査役が忌憚のない意見陳述ができる雰囲気だ」という回答が 80.9%であった。ただし、中小会社等のほうが大会社と比して 4.9%高い回答比率となっている。

ii. 「内部統制システムの整備状況の監査」(15 条) について

(7) 法令遵守の社内体制整備状況(複数回答)	全 体		大会社		中小会社等	
自社の行動基準が制定されている	873	70.7%	811	71.2%	62	64.6%
コンプライアンス委員会等が設置されている	656	53.1%	620	54.4%	36	37.5%
社内(外)通報制度が設置されている	629	50.9%	596	52.3%	33	34.4%
内部監査部門等による法令等遵守状況の監査体制がある	812	65.7%	758	66.5%	54	56.3%
各部門に法令等遵守のための機能がある	402	32.6%	382	33.5%	20	20.8%
法令等遵守に関する教育を行っている	700	56.7%	649	57.0%	51	53.1%
その他(報告書 49~50 頁参照)	70	5.7%	63	5.5%	7	7.3%
合計	1235	※	1139	※	96	※

※比率は、アンケート回答者総数に基づいて、各々算出している。

一般的に実施状況は高い回答率となっているが、中小会社等のほうが大会社に比して低い傾向が見られる。

(8) 法令等遵守状況のチェック

	全 体		大会社		中小会社等	
各部門が自主的に行っている	544	44.0%	499	43.8%	45	46.9%
内部監査部門等が行っている	654	53.0%	606	53.2%	48	50.0%
チェックは全く行われていない	25	2.0%	22	1.9%	3	3.1%
未回答	12	1.0%	12	1.1%	0	0.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

社内の各部門や内部監査部門等による法令遵守状況のチェックは、97%と高率。特に、「各部門が自主的に行っている」については、中小会社等のほうが大会社に比して3.1%高い回答比率となっている。

(9) 監査役による法令等遵守体制の監査

	全 体		大会社		中小会社等	
実践している	392	31.7%	372	32.7%	20	20.8%
概ね実践している	728	58.9%	664	58.3%	64	66.7%
あまり実践していない	90	7.3%	81	7.1%	9	9.4%
殆ど実践していない	18	1.5%	15	1.3%	3	3.1%
未回答	7	0.6%	7	0.6%	0	0.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

(9-2)「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」理由(複数回答)

法令等遵守体制の整備に代表取締役が深く関与しないから	17	15.7%	15	15.6%	2	16.7%
遵守すべき法令等の定義が自社において明確になっていないから	54	50.0%	46	47.9%	8	66.7%
法令等遵守体制が殆ど整備できていないから	53	49.1%	46	47.9%	7	58.3%
社風が業績至上主義で法令等遵守は二の次になっているから	10	9.3%	9	9.4%	1	8.3%
監査役として、法令等遵守体制の監査の手法がわからないから	26	24.1%	21	21.9%	5	41.7%
その他(報告書 50~51 頁参照)	20	18.5%	20	20.8%	0	0.0%
合計※	108		96		12	

※設問(9)「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」の回答数の合計

監査役による法令等遵守体制の監査は「実践している」、「概ね実践している」という回答が多い。(あまり、殆ど)実践していない理由には、体制不備や定義の不明確、監査手法の未確立に回答が集まった。なお、中小会社等のほうが大会社に比して「実践していない」の回答比率が高い。

(10) リスク管理体制（複数回答）	全 体		大会社		中小会社等	
リスクマネジメント委員会等が設置されている	407	33.0%	387	34.0%	20	20.8%
事業リスクの洗出しが行われている	680	55.1%	637	55.9%	43	44.8%
洗い出された事業リスクは社内に周知・徹底が図られている	332	26.9%	308	27.0%	24	25.0%
リスクについて管理責任者が明確にされ、影響度の評価と対応方針の選択が行われている	376	30.4%	350	30.7%	26	27.1%
その他（報告書 51～52 頁参照）	187	15.1%	170	14.9%	17	17.7%
合計	1235		1139	※	96	※

※比率は、アンケート回答者総数に基づいて、各々算出している。

すべての項目において大会社のほうが中小会社等に比して「実践している」回答比率が高い。

(11) リスク管理状況のチェック	全 体		大会社		中小会社等	
各部門が自主的に行っている	723	58.5%	669	58.7%	54	56.3%
内部監査部門等が行っている	427	34.6%	396	34.8%	31	32.3%
チェックは全く行われていない	69	5.6%	59	5.2%	10	10.4%
未回答	16	1.3%	15	1.3%	1	1.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

リスク管理体制のチェックは、内部監査部門のような特定の部門だけでなく、各部門が自主的にチェックしているという回答が 58.5% を占めた。特に大会社において、この傾向が強い。

(12) 監査役によるリスク管理体制の監査	全 体		大会社		中小会社等	
実践している	254	20.6%	240	21.1%	14	14.6%
概ね実践している	719	58.2%	665	58.4%	54	56.3%
あまり実践していない	199	16.1%	183	16.1%	16	16.7%
殆ど実践していない	55	4.5%	44	3.9%	11	11.5%
未回答	8	0.6%	7	0.6%	1	1.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

(12-2)「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」理由(複数回答)

リスク管理体制整備に代表取締役が深く関与しないから	27	10.6%	26	11.5%	1	3.7%
リスクの定義が自社において明確になっていないから	123	48.4%	109	48.0%	14	51.9%
リスク管理体制が殆ど整備できていないから	152	59.8%	135	59.5%	17	63.0%
監査役として、リスク管理体制の監査の手法がわからないから	68	26.8%	56	24.7%	12	44.4%
その他(報告書 52～53 頁参照)	27	10.6%	25	11.0%	2	7.4%
合計※	254		227		27	

※設問(12)「あまり実践していない」、「実践していない」の回答数の合計

「実践している」、「概ね実践している」という回答が多い。(あまり、殆ど)実践していない理由には、体制不備や定義の不明確、監査手法の未確立に回答が集まった。なお、中小会社等のほうが大会社に比して「実践していない」の回答比率が高い。

(13) 有価証券報告書、決算短信などの企業情報の適正かつ適時な開示体制

	全 体		大会社		中小会社等	
十分整備されている	638	51.7%	619	54.3%	19	19.8%
概ね整備されている	446	36.1%	393	34.5%	53	55.2%
体制はあるが不十分である	56	4.5%	48	4.2%	8	8.3%
殆ど整備されていない	49	4.0%	39	3.4%	10	10.4%
未回答	46	3.7%	40	3.5%	6	6.3%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

有価証券報告書、決算短信などの企業情報の適正かつ適時な開示体制の整備状況については、87.8%の会社で(十分、概ね)整備されている。上場分類別に見た場合は、次頁のとおりとなる。

【全回答会社】設問(13)と上場分類とのクロス集計(上場分類は平成17年3月15日現在の会員データによる)

設問(13)	上場分類								未回答	合計
	一部	二部	ジャスダック	マザーズ	地方単独	ヘラクレス	その他	非上場		
十分整備されている	355 69.2%	91 54.2%	52 52.5%	8 47.1%	6 60.0%	4 80.0%	1 33.3%	119 28.6%	2 50.0%	638 51.7%
概ね整備されている	148 28.8%	67 39.9%	40 40.4%	8 47.1%	3 30.0%	1 20.0%	2 66.7%	176 42.3%	1 25.0%	446 36.1%
体制はあるが不十分である	8 1.6%	6 3.6%	4 4.0%	1 5.9%	1 10.0%			35 8.4%	1 25.0%	56 4.5%
殆ど整備されていない	1 0.2%	1 0.6%						48 11.5%		49 4.0%
未回答	2 0.4%	3 1.8%	3 3.0%					38 9.1%		46 3.7%
合計	513 100.0%	168 100.0%	99 100.0%	17 100.0%	10 100.0%	5 100.0%	3 100.0%	416 100.0%	4 100.0%	1235 100.0%

【大会社】設問(13)と上場分類とのクロス集計(上場分類は平成17年3月15日現在の会員データによる)

設問(13)	上場分類								未回答	合計
	一部	二部	ジャスダック	マザーズ	地方単独	ヘラクレス	その他	非上場		
十分整備されている	355 69.2%	90 54.2%	51 54.8%	8 47.1%	6 66.7%	4 80.0%		104 31.4%	1 33.3%	619 54.3%
概ね整備されている	148 28.8%	66 39.8%	35 37.6%	8 47.1%	3 33.3%	1 20.0%	2 100.0%	129 39.0%	1 33.3%	393 34.5%
体制はあるが不十分である	8 1.6%	6 3.6%	4 4.3%	1 5.9%				28 8.5%	1 33.3%	48 4.2%
殆ど整備されていない		1 0.6%						38 11.5%		39 3.4%
未回答	2 0.4%	3 1.8%	3 3.2%					32 9.7%		40 3.5%
合計	513 100.0%	166 100.0%	93 100.0%	17 100.0%	9 100.0%	5 100.0%	2 100.0%	331 100.0%	3 100.0%	1139 100.0%

【中小会社等】設問(13)と上場分類とのクロス集計(上場分類は平成17年3月15日現在の会員データによる)

設問(13)	上場分類						
	二部	ジャスダック	地方単独	その他	非上場	未回答	合計
十分整備されている	1 50.0%	1 16.7%		1 100.0%	15 17.6%	1 100.0%	19 19.8%
概ね整備されている	1 50.0%	5 83.3%			47 55.3%		53 55.2%
体制はあるが不十分である			1 100.0%		7 8.2%		8 8.3%
殆ど整備されていない					10 11.8%		10 10.4%
未回答					6 7.1%		6 6.3%
合計	2 100.0%	6 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	85 100.0%	1 100.0%	96 100.0%

開示体制の整備状況については、上場会社では96.4%、非上場会社では70.9%の会社で(十分、概ね)整備されている。

(14) 企業情報の適正かつ適時な開示体制の監査	全体		大会社		中小会社等	
実践している	507	41.1%	491	43.1%	16	16.7%
概ね実践している	533	43.2%	483	42.4%	50	52.1%
あまり実践していない	87	7.0%	80	7.0%	7	7.3%
殆ど実践していない	62	5.0%	50	4.4%	12	12.5%
未回答	46	3.7%	35	3.1%	11	11.5%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

企業情報の適正かつ適時な開示体制の監査については、全体では、84.3%の会社において実践されている。上場分類別に見た場合、上場会社では92.6%、非上場会社では67.9%の会社で実践されている（下記各表参照）。

【全回答会社】設問(14)と上場分類のクロス集計(上場分類は平成17年3月15日現在の会員データによる)

設問(14)	上場分類								未回答	合計
	一部	二部	ジャスダック	マザーズ	地方単独	ヘラクレス	その他	非上場		
実践している	274 53.4%	77 45.8%	38 38.4%	6 35.3%	6 60.0%	4 80.0%		100 24.0%	2 50.0%	507 41.1%
概ね実践している	206 40.2%	79 47.0%	50 50.5%	9 52.9%	2 20.0%	1 20.0%	3 100.0%	183 44.0%		533 43.2%
あまり実践していない	29 5.7%	7 4.2%	6 6.1%	1 5.9%	1 10.0%			41 9.9%	2 50.0%	87 7.0%
殆ど実践していない	2 0.4%	3 1.8%	2 2.0%	1 5.9%	1 10.0%			53 12.7%		62 5.0%
未回答	2 0.4%	2 1.2%	3 3.0%					39 9.4%		46 3.7%
合計	513 100.0%	168 100.0%	99 100.0%	17 100.0%	10 100.0%	5 100.0%	3 100.0%	416 100.0%	4 100.0%	1235 100.0%

【大会社】設問(14)と上場分類のクロス集計(上場分類は平成17年3月15日現在の会員データによる)

設問(14)	上場分類								未回答	合計
	一部	二部	ジャスダック	マザーズ	地方単独	ヘラクレス	その他	非上場		
実践している	274 53.4%	77 46.4%	37 39.8%	6 35.3%	6 66.7%	4 80.0%		86 26.0%	1 33.3%	491 43.1%
概ね実践している	206 40.2%	78 47.0%	46 49.5%	9 52.9%	2 22.2%	1 20.0%	2 100.0%	139 42.0%		483 42.4%
あまり実践していない	29 5.7%	6 3.6%	6 6.5%	1 5.9%	1 11.1%			35 10.6%	2 66.7%	80 7.0%
殆ど実践していない	2 0.4%	3 1.8%	2 2.2%	1 5.9%				42 12.7%		50 4.4%
未回答	2 0.4%	2 1.2%	2 2.2%					29 8.8%		35 3.1%
合計	513 100.0%	166 100.0%	93 100.0%	17 100.0%	9 100.0%	5 100.0%	2 100.0%	331 100.0%	3 100.0%	1139 100.0%

【中小会社等】設問(14)と上場分類のクロス集計(上場分類は平成17年3月15日現在の会員データによる)

	上場分類						合計
	二部	ジャスダック	地方単独	その他	非上場	未回答	
設問(14)							
実践している		1 16.7%			14 16.5%	1 100.0%	16 16.7%
概ね実践している	1 50.0%	4 66.7%		1 100.0%	44 51.8%		50 52.1%
あまり実践していない	1 50.0%				6 7.1%		7 7.3%
殆ど実践していない			1 100.0%		11 12.9%		12 12.5%
未回答		1 16.7%			10 11.8%		11 11.5%
合計	2 100.0%	6 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	85 100.0%	1 100.0%	96 100.0%

(14-2) 「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」理由(複数回答)

	全体		大会社		中小会社等	
適正・適時開示体制整備に代表取締役が深く関与しないから	8	5.4%	7	5.4%	1	5.3%
適正・適時開示体制が殆ど整備できていないから	44	29.5%	32	24.6%	12	63.2%
監査役として、適正・適時開示体制の監査の手法がわからないから	30	20.1%	28	21.5%	2	10.5%
その他(報告書53頁参照)	62	41.6%	58	44.6%	4	21.1%
合計※	149		130		19	100.0%

※設問(14)「あまり実践していない」、「実践していない」の回答数の合計

「適正・適時開示体制が殆ど整備できていないから」を理由としたのは、中小会社等のほうが大会社に比して38.6%回答比率が高く、体制の不十分さが見られる。

(15) (代表) 取締役の、内部統制システム整備の重要性に対する認識度

	全 体		大会社		中小会社等	
	数	比率	数	比率	数	比率
十分認識し、整備に努めている	474	38.4%	447	39.2%	27	28.1%
概ね認識し、整備に努めている	444	36.0%	409	35.9%	35	36.5%
認識しているが、整備は不十分である	253	20.5%	225	19.8%	28	29.2%
認識が不十分である	50	4.0%	44	3.9%	6	6.3%
認識していない	5	0.4%	5	0.4%	0	0.0%
未回答	9	0.7%	9	0.8%	0	0.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

「(十分、概ね) 認識し、整備に努めている」の回答比率は、大会社のほうが中小会社等に比して10.5%高いが、逆に「整備が不十分」、「認識が不十分」の回答比率は、中小会社等のほうが大会社に比して11.8%高い。

(16) 内部統制システムの構築状況及び運用状況についての取締役及び使用人

(内部監査部門を除く) から監査役への報告

	全 体		大会社		中小会社等	
	数	比率	数	比率	数	比率
十分行われている	149	12.1%	140	12.3%	9	9.4%
概ね行われている	632	51.2%	590	51.8%	42	43.8%
不十分である	343	27.8%	308	27.0%	35	36.5%
殆ど行われていない	105	8.5%	95	8.3%	10	10.4%
未回答	6	0.5%	6	0.5%	0	0.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

内部統制システムの構築状況及び運営状況に関する取締役及び使用人（内部監査部門を除く）から監査役への報告状況については、(十分、概ね) 行われているという回答率が63.3%とこれまでの設問と比して低下する。

「不十分である」、「殆ど行われていない」と回答したのは、中小会社等のほうが大会社に比して11.6%回答比率が高い。

(16-2)「不十分である」、「殆ど行われていない」理由(複数回答)	全 体		大会社		中小会社等	
内部統制システムの構築・運用に代表取締役が深く関与しないから	70	15.6%	64	15.9%	6	13.3%
内部統制システムの定義が自社において明確になっていないから	273	60.9%	249	61.8%	24	53.3%
内部統制システムがあまり整備できていないから	219	48.9%	198	49.1%	21	46.7%
その他(報告書 54～55 頁参照)	47	10.5%	43	10.7%	4	8.9%
合計※	448		403		45	

※設問(16)「不十分である」、「殆ど行われていない」回答数の合計

「不十分である」、「殆ど行われていない」理由には、体制不備や定義の不明確に回答が集まった。

(17) 内部統制システムの構築状況及び運用状況についての内部監査部門から監査役への報告

	全 体		大会社		中小会社等	
十分行われている	317	25.7%	299	26.3%	18	18.8%
概ね行われている	511	41.4%	477	41.9%	34	35.4%
行われているが不十分である	171	13.8%	157	13.8%	14	14.6%
殆ど行われていない	216	17.5%	190	16.7%	26	27.1%
未回答	20	1.6%	16	1.4%	4	4.2%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

内部統制システムの構築状況及び運用状況についての内部監査部門から監査役への報告が、(十分、概ね)行われているという回答率は、67.1%であった。

「不十分である」、「殆ど行われていない」と回答したのは、中小会社等のほうが大会社に比して11.2%回答比率が高い。

(17-2)「行われているが不十分」、「殆ど行われていない」理由(複数回答)

	全 体		大会社		中小会社等	
内部監査部門等からの報告が遅かったり、内容が不十分だったりするから	114	29.5%	105	30.3%	9	22.5%
内部監査部門等からの報告が来ないから	55	14.2%	44	12.7%	11	27.5%
内部監査部門とどのように関係すればよいかわからないから	28	7.2%	25	7.2%	3	7.5%
内部監査部門がないから	149	38.5%	131	37.8%	18	45.0%
その他(報告書 55 頁参照)	58	15.0%	53	15.3%	5	12.5%
合計※	387		347		40	

※設問(17)「行われているが不十分である」、「殆ど行われていない」の回答数の合計

「不十分である」、「殆ど行われていない」理由には、報告のタイミングや内容の不十分さが多く挙げられた。

(18) 会計監査人から監査役への財務情報に関する内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告

	全 体		大会社		中小会社等	
	数	割合	数	割合	数	割合
十分行われている	338	27.4%	323	28.4%	15	15.6%
概ね行われている	653	52.9%	618	54.3%	35	36.5%
行われているが不十分である	131	10.6%	123	10.8%	8	8.3%
殆ど行われていない	99	8.0%	69	6.1%	30	31.3%
未回答	14	1.1%	6	0.5%	8	8.3%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

会計監査人から監査役への報告状況については、(十分、概ね)行われているという回答率が大会社では 80.3%となった。

「不十分である」、「殆ど行われていない」と回答したのは、中小会社等のほうが大会社に比して 22.7%回答比率が高いが、これは、中小会社等に会計監査人の設置が義務付けられていないことが原因と考えられる。

(18-2) 「行われているが不十分」、「殆ど行われていない」理由(複数回答)

	全 体		大会社		中小会社等	
	数	割合	数	割合	数	割合
会計監査人からの報告が遅かったり、内容が不十分だったりするから	84	36.5%	82	42.7%	2	5.3%
会計監査人からの報告が来ないから	87	37.8%	72	37.5%	15	39.5%
会計監査人とどのように関係すればよいかわからないから	26	11.3%	24	12.5%	2	5.3%
会計監査人がいないから	20	8.7%	0	0.0%	20	52.6%
その他(報告書 56～65 頁参照)	29	12.6%	26	13.5%	3	7.9%
合計※	230		192		38	

※設問(18)「行われているが不十分である」、「殆ど行われていない」の回答数の合計

特に、会計監査人設置義務のある大会社において、「会計監査人からの報告が来ないから」を理由にした会社が 37.5%あることが注目される。

(19) 内部統制システムに関する監査の結果に関する、監査役から取締役（会）への報告、内部統制システムの改善の助言または勧告

	全 体		大会社		中小会社等	
	数	割合	数	割合	数	割合
実践している	308	24.9%	283	24.8%	25	26.0%
概ね実践している	501	40.6%	472	41.4%	29	30.2%
あまり実践していない	313	25.3%	285	25.0%	28	29.2%
殆ど実践していない	107	8.7%	93	8.2%	14	14.6%
未回答	6	0.5%	6	0.5%	0	0.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

(19-2) (19) で「実践している」「概ね実践している」の回答

内部統制システムに関する改善の助言や勧告等の実践状況報告が、642社から寄せられた(報告書 56～65 頁参照)。

(19-3) 「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」理由（複数回答）

	全 体		大会社		中小会社等	
	数	割合	数	割合	数	割合
内部統制システムに関する監査を意識して実施していないから	117	27.9%	104	27.5%	13	31.0%
助言や勧告の実践が必要な場面に遭遇したことがないから	245	58.3%	225	59.5%	20	47.6%
その他(報告書 66～67 頁参照)	56	13.3%	50	13.2%	6	14.3%
合計※	420		378		42	

※設問(19)「あまり実践していない」、「実践していない」の回答数の合計

「実践している」の回答比率は、中小会社等のほうが大会社に比して 1.2%高い。一方で、「あまり実践していない」、「殆ど実践していない」の場合は中小会社等のほうが大会社に比して 10.6%高くなっている。「内部統制システムに関する監査を意識して実施していないから」を理由とする回答比率も大会社のそれより 3.5%高い。

iii. 「代表取締役との定期的会合」(26条)について

(20) 監査役(会)と代表取締役との定期的会合	全 体		大会社		中小会社等	
実施している	585	47.4%	553	48.6%	32	33.3%
概ね実施している	323	26.2%	298	26.2%	25	26.0%
あまり実施していない	157	12.7%	141	12.4%	16	16.7%
殆ど実施していない	165	13.4%	142	12.5%	23	24.0%
未回答	5	0.4%	5	0.4%	0	0.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

(21) 「実施している」、「概ね実施している」回数	全 体		大会社		中小会社等	
1回～2回	289	31.8%	279	32.8%	10	17.5%
3回～6回	441	48.6%	410	48.2%	31	54.4%
7回～12回	109	12.0%	100	11.8%	9	15.8%
12回以上	63	6.9%	56	6.6%	7	12.3%
未回答	6	0.7%	6	0.7%	0	0.0%
合計※	908	100.0%	851	100.0%	57	100.0%

※設問(20)「実施している」、「概ね実施している」の回答数の合計

代表取締役との定期的会合は、73.6%の会社で実施されており、「実施している」、「概ね実施している」の合計では、大会社のほうが中小会社等より15.5%回答比率が高い。実施回数では、中小会社等のほうが大会社より、「3回～6回」で6.2%、「7回～12回」で4%、「12回以上」で5.7%それぞれ回答比率が高くなっている。なお、年間12回以上実施している会社が全体で63社ある。

(22) 定期的会合への監査役側の出席者	全 体		大会社		中小会社等	
全監査役	421	46.4%	401	47.1%	20	35.1%
常勤監査役の全員	414	45.6%	386	45.4%	28	49.1%
監査役の代表	71	7.8%	62	7.3%	9	15.8%
未回答	2	0.2%	2	0.2%	0	0.0%
合計※	908	100.0%	851	100.0%	57	100.0%

※設問(20)「実施している」、「概ね実施している」の回答数の合計

代表取締役との定期的会合への出席者について、「全監査役」と回答したのは、大会社のほうが中小会社等より12%回答比率が高いが、逆に「常勤監査役の全員」、「監査役の代表」の回答比率を見ると、中小会社等のほうが大会社よりそれぞれ3.7%、8.5%高い。

(22-2) 定期的会合への取締役側の出席者	全 体		大会社		中小会社等	
代表取締役社長	611	67.3%	575	67.6%	36	63.2%
代表取締役社長+関係取締役(事務局含む)	261	28.7%	240	28.2%	21	36.8%
社長以外の代表取締役	23	2.5%	23	2.7%	0	0.0%
社長以外の代表取締役+関係取締役(事務局含む)	8	0.9%	8	0.9%	0	0.0%
未回答	5	0.6%	5	0.6%	0	0.0%
合計※	908	100.0%	851	100.0%	57	100.0%

※設問(20)「実施している」、「概ね実施している」の回答数の合計

「代表取締役社長」では、大会社のほうが中小会社等に比して4.4%回答比率が高い。一方で、「代表取締役社長+関係取締役(事務局含む)」では中小会社等のほうが大会社に比して8.6%回答比率が高い。

(23) 定期的会合での意見交換のテーマ（複数回答）

	全 体		大会社		中小会社等	
経営方針の確認	519	57.2%	480	56.4%	39	70.2%
会社に対処すべき課題	788	87.2%	739	86.8%	49	87.7%
会社を取り巻くリスク	586	65.1%	548	64.4%	38	68.4%
監査役監査の環境整備の状況	212	23.6%	197	23.1%	15	26.3%
最近の監査結果の問題点	709	78.5%	665	78.1%	44	77.2%
その他(報告書 68 頁参照)	31	3.4%	30	3.5%	1	1.8%
合計※	908	※	851	※	57	※

※比率は、設問(20)「実施している」、「概ね実施している」の回答数の合計に基づいて、各々算出している。

定期的会合のテーマとしては、「会社に対処すべき課題」が87.2%と高率。次が「最近の監査結果の問題点」78.5%である。代表取締役と同じ視点に立つことが監査役に求められよう。ただし、「会社を取り巻くリスク」および「経営方針の確認」とした回答もかなりあった。

(24) 代表取締役との定期的会合を「あまり実施していない」「殆ど実施していない」理由（複数回答）

	全 体		大会社		中小会社等	
代表取締役が必要性を感じてくれないから	26	8.1%	22	7.7%	4	10.3%
不定期に随時対話できるので定期的会合は不要だから	251	78.0%	221	77.8%	30	76.9%
代表取締役と同程度の経営情報を監査役が持っていないから	15	4.7%	14	4.9%	1	2.6%
他の取締役との会合を開催しているから	32	9.9%	29	10.2%	3	7.7%
その他(報告書 69 頁参照)	36	11.2%	32	11.3%	4	10.3%
合計	322	※	283	※	39	※

※比率は、設問(20)「あまり実施していない」「殆ど実施していない」の回答数の合計に基づいて、各々算出している。

代表取締役との定期的会合を（あまり、殆ど）実施していないという会社の理由としては、「不定期に随時対話できるので定期的会合は不要だから」という回答が78%を占めた。

定期的会合を「実践している」、「概ね実践している」という908社に、この「随時対話できるので定期的会合は不要」という251社を加えると、1159社となり、回答会社の93.8%がなんらかの形で代表取締役との会合機会を持っていることが分る。

iv. 「監査役監査の環境整備」(27条)について

(25) (代表) 取締役等における、監査役監査の重要性・有用性の理解度

	全 体		大会社		中小会社等	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
十分理解している	536	43.4%	495	43.5%	41	42.7%
概ね理解している	595	48.2%	553	48.6%	42	43.8%
理解が不十分である	92	7.4%	80	7.0%	12	12.5%
殆ど理解していない	6	0.5%	6	0.5%	0	0.0%
未回答	6	0.5%	5	0.4%	1	1.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

(十分、概ね)理解しているという会社は91.6%である。中小会社等の場合は「理解が不十分である」という回答比率が大会社に比して5.5%高い。

(26) 監査環境整備に関する(代表)取締役との協議の機会

	全 体		大会社		中小会社等	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
十分にある	211	17.1%	188	16.5%	23	24.0%
適度にある	533	43.2%	496	43.5%	37	38.5%
あまりない	291	23.6%	272	23.9%	19	19.8%
まったくない	32	2.6%	27	2.4%	5	5.2%
今のところ協議する必要性がない	159	12.9%	148	13.0%	11	11.5%
未回答	9	0.7%	8	0.7%	1	1.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

監査環境整備についての代表取締役との協議の機会が(十分に、適度に)あるという会社は60.3%。代表取締役との定期的会合の機会を利用して環境整備に対して十分理解を求めたいところである。

(27) 取締役及び使用人から監査役に対しての日常の報告	全 体		大会社		中小会社等	
十分なされている	232	18.8%	216	19.0%	16	16.7%
概ねなされている	765	61.9%	706	62.0%	59	61.5%
あまりなされていない	204	16.5%	191	16.8%	13	13.5%
まったくなされていない	31	2.5%	24	2.1%	7	7.3%
未回答	3	0.2%	2	0.2%	1	1.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

取締役及び使用人から監査役に対する日常報告が（十分、概ね）なされている会社は80.7%。

先述の内部統制システムの構築状況及び運営状況に関する報告についても、日常報告に含めていただきたいものである。

(28) 取締役及び使用人から監査役への報告の仕組み	全 体		大会社		中小会社等	
十分整備されている	217	17.6%	204	17.9%	13	13.5%
概ね整備されている	685	55.5%	638	56.0%	47	49.0%
不十分である	278	22.5%	252	22.1%	26	27.1%
殆ど整備されていない	51	4.1%	42	3.7%	9	9.4%
未回答	4	0.3%	3	0.3%	1	1.0%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

取締役及び使用人から監査役への報告の仕組みが（十分、概ね）整備されている会社は73.1%。前問（27）の「日常の報告」と比した場合、仕組みはなくても報告はされていることが窺える。

(29) 業務執行から独立した監査役スタッフ	全 体		大会社		中小会社等	
十分いる	91	7.4%	86	7.6%	5	5.2%
一応いる	231	18.7%	223	19.6%	8	8.3%
いないので必要	285	23.1%	258	22.7%	27	28.1%
いないが代わるべき機能はある	612	49.6%	559	49.1%	53	55.2%
未回答	16	1.3%	13	1.1%	3	3.1%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

業務執行から独立した監査役スタッフが求められている。

v. 「企業情報開示体制の監査」(31条)について

(30) 継続企業の前提に係る情報開示に関する基準・規程等の整備状況

	全体		大会社		中小会社等	
十分整備されている	262	21.2%	255	22.4%	7	7.3%
概ね整備されている	555	44.9%	516	45.3%	39	40.6%
不十分である	282	22.8%	249	21.9%	33	34.4%
殆ど整備されていない	122	9.9%	108	9.5%	14	14.6%
未回答	14	1.1%	11	1.0%	3	3.1%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

継続企業の前提に係る情報開示に関する基準・規程等の整備状況については、66.1%の会社で(十分、概ね)整備されている。設問(13)「有価証券報告書、決算短信などの企業情報の適正かつ適時な開示体制」では、87.8%の会社が「(十分、概ね)整備されている」と回答したのと対照的である。上場分類別に見た場合、回答にばらつきが多く生じているのが分る(下記各表参照)。

【全回答会社】設問30と上場分類のクロス集計(上場分類は平成17年3月15日現在の会員データによる)

設問(30)	上場分類								未回答	合計
	一部	二部	ジャスダック	マザーズ	地方単独	ヘラクレス	その他	非上場		
十分整備されている	158	29	17	1	2	2		53		262
	30.8%	17.3%	17.2%	5.9%	20.0%	40.0%		12.7%		21.2%
概ね整備されている	235	72	46	10	5	1	1	183	2	555
	45.8%	42.9%	46.5%	58.8%	50.0%	20.0%	33.3%	44.0%	50.0%	44.9%
不十分である	94	51	29	3	3	2	1	98	1	282
	18.3%	30.4%	29.3%	17.6%	30.0%	40.0%	33.3%	23.6%	25.0%	22.8%
殆ど整備されていない	23	14	6	3			1	74	1	122
	4.5%	8.3%	6.1%	17.6%			33.3%	17.8%	25.0%	9.9%
未回答	3	2	1					8		14
	0.6%	1.2%	1.0%					1.9%		1.1%
合計	513	168	99	17	10	5	3	416	4	1235
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【大会社】設問 30 と上場分類のクロス集計(上場分類は平成 17 年3月15日現在の会員データによる)

	上場分類								未回答	合計
	一部	二部	ジャスダック	マザーズ	地方単独	ヘラクレス	その他	非上場		
設問(30)										
十分整備されている	158 30.8%	29 17.5%	17 18.3%	1 5.9%	2 22.2%	2 40.0%		46 13.9%		255 22.4%
概ね整備されている	235 45.8%	71 42.8%	44 47.3%	10 58.8%	5 55.6%	1 20.0%	1 50.0%	147 44.4%	2 66.7%	516 45.3%
不十分である	94 18.3%	50 30.1%	26 28.0%	3 17.6%	2 22.2%	2 40.0%		71 21.5%	1 33.3%	249 21.9%
殆ど整備されていない	23 4.5%	14 8.4%	5 5.4%	3 17.6%			1 50.0%	62 18.7%		108 9.5%
未回答	3 0.6%	2 1.2%	1 1.1%					5 1.5%		11 1.0%
合計	513 100.0%	166 100.0%	93 100.0%	17 100.0%	9 100.0%	5 100.0%	2 100.0%	331 100.0%	3 100.0%	1139 100.0%

【中小会社等】設問 30 と上場分類のクロス集計(上場分類は平成 17 年3月15日現在の会員データによる)

	上場分類						
	二部	ジャスダック	地方単独	その他	非上場	未回答	合計
設問(30)							
十分整備されている					7 8.2%		7 7.3%
概ね整備されている	1 50.0%	2 33.3%			36 42.4%		39 40.6%
不十分である	1 50.0%	3 50.0%	1 100.0%	1 100.0%	27 31.8%		33 34.4%
殆ど整備されていない		1 16.7%			12 14.1%	1 100.0%	14 14.6%
未回答					3 3.5%		3 3.1%
合計	2 100.0%	6 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	85 100.0%	1 100.0%	96 100.0%

(31) 前問 (30) の基準・規程等の運用状況	全 体		大会社		中小会社等	
十分運用されている	232	18.8%	225	19.8%	7	7.3%
概ね運用されている	592	47.9%	553	48.6%	39	40.6%
運用は不十分である	238	19.3%	211	18.5%	27	28.1%
殆ど運用されていない	112	9.1%	98	8.6%	14	14.6%
未回答	61	4.9%	52	4.6%	9	9.4%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

継続企業的前提に係る情報開示に関する基準・規程等の運用状況については、66.7%の会社で（十分、概ね）運用されている。基準・規程等の整備状況に比して、回答比率の増加が見られるため、整備後の運用状況は良いものと考えられる。

(32) 適時・適切な企業情報開示の重要性に対する取締役の理解度	全 体		大会社		中小会社等	
十分理解している	620	50.2%	589	51.7%	31	32.3%
概ね理解している	525	42.5%	472	41.4%	53	55.2%
理解が不十分である	71	5.7%	63	5.5%	8	8.3%
殆ど理解していない	7	0.6%	6	0.5%	1	1.0%
未回答	12	1.0%	9	0.8%	3	3.1%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

92.7%が（十分、概ね）理解していると回答した。中小会社等でも87.5%となっている。

(33) 前問 (30) で掲げた事項についての監査役における情報の入手環境

	全 体		大会社		中小会社等	
速やかに入手できている	704	57.0%	658	57.8%	46	47.9%
入手できているが、遅い	467	37.8%	425	37.3%	42	43.8%
殆ど入手できていない	22	1.8%	17	1.5%	5	5.2%
その他(報告書 67～68 頁参照)	24	1.9%	23	2.0%	1	1.0%
未回答	18	1.5%	16	1.4%	2	2.1%
合計	1235	100.0%	1139	100.0%	96	100.0%

監査役における情報の入手環境で見ると、「速やかに入手できている」が57%にとどまっている。大会社では、情報伝達スピードが極端に分かれるのに対し、中小会社等では、それがほぼ拮抗していることが分る。

設問(30)と(33)とのクロス集計

		設問(33)		速やかに入手できている		入手できているが、遅い		殆ど入手できていない		その他		未回答		合計	
設問 30	十分整備されている	全体	231	88.2%	28	10.7%			1	0.4%	2	0.8%	262	100.0%	
		大会社	225	88.2%	27	10.6%			1	0.4%	2	0.8%	255	100.0%	
		中小会社等	6	85.7%	1	14.3%							7	100.0%	
	概ね整備されている	全体	340	61.3%	206	37.1%	1	0.2%	6	1.1%	2	0.4%	555	100.0%	
		大会社	318	61.6%	190	36.8%	1	0.2%	6	1.2%	1	0.2%	516	100.0%	
		中小会社等	22	56.4%	16	41.0%					1	2.6%	39	100.0%	
	不十分である	全体	85	30.1%	168	59.6%	14	5.0%	10	3.5%	5	1.8%	282	100.0%	
		大会社	76	30.5%	146	58.6%	12	4.8%	10	4.0%	5	2.0%	249	100.0%	
		中小会社等	9	27.3%	22	66.7%	2	6.1%					33	100.0%	
	殆ど整備されていない	全体	41	33.6%	64	52.5%	7	5.7%	7	5.7%	3	2.5%	122	100.0%	
		大会社	34	31.5%	61	56.5%	4	3.7%	6	5.6%	3	2.8%	108	100.0%	
		中小会社等	7	50.0%	3	21.4%	3	21.4%	1	7.1%			14	100.0%	
	未回答	全体	7	50.0%	1	7.1%					6	42.9%	14	100.0%	
		大会社	5	45.5%	1	9.1%					5	45.5%	11	100.0%	
		中小会社等	2	66.7%							1	33.3%	3	100.0%	
合計	全体	704	57.0%	467	37.8%	22	1.8%	24	1.9%	18	1.5%	1235	100.0%		
	大会社	658	57.8%	425	37.3%	17	1.5%	23	2.0%	16	1.4%	1139	100.0%		
	中小会社等	46	47.9%	42	43.8%	5	5.2%	1	1.0%	2	2.1%	96	100.0%		

「十分整備されている」と回答した大会社で見た場合、「速やかに入手できている」と「入手できているが遅い」の回答比率の差は約 8 倍。「概ね整備されている」と回答した大会社で見ると、「速やかに入手できている」と「入手できているが遅い」の回答比率の差は約 1.7 倍ある。

以上

「新監査役監査基準の実践状況に関する監査役アンケート」その他の回答集

I. 「取締役会等の意思決定」(新基準第14条)について

設問(6)「監査役が意見陳述する際の実務環境」主なその他の回答

1	全ての議題について、議長から意見を求められる。
2	概ね意見陳述ができる雰囲気である。
3	実質的な意思決定があり、忌憚なく意見陳述している。
4	稟議書は決裁前、決裁後いつでも見られる環境にあり、いつでも意見がいえる。
5	必要に応じ、議長から振ってもらっている。
6	雰囲気、意見陳述の有無が左右されることはない。必要であれば、意見陳述を行う。
7	意見陳述がない場合に於いても、議長から敢えて、意見が無いか確認されている。
8	実質的な意思決定機関で意見陳述し議論・審議されるので、取締役会では補足的な議論になる。
9	未だ未だ意見陳述には気を使う状況である。但し事前の経営会議では忌憚なく意見を述べる事が出来るし、問題ある時は事前に社長に意見具申するよう努めている。
10	実質審議は事前に「部長会議」で実施しており、取締役会では意見陳述をする必要は少ない。部長会議では忌憚無く意見陳述が出来る。
11	意見陳述ができる雰囲気ではあるが、資料の事前配布がないため、事前の監査役会での意見調整や調査が不十分のため、自信を持った意見陳述が出来ない。
12	自分自身が「経営判断原則」を理解できていないため、意見陳述ができない。
13	意見陳述は自由である、しかし、効果が認められない。

設問(7)「法令遵守の社内体制整備状況」主なその他の回答

1	非通例取引基準を制定し、法令等遵守に疑義のある場合は決裁を行う。
2	法務マニュアルを作成している。
3	コンプライアンス統括部署を設け重要書類等の法令審査を行う体制としている。
4	各部の定例会議(週一回又は隔週。監査役、内部監査室長出席)での報告や討議時に法令等遵守状況を確認。
5	CSRやコンプライアンスの徹底を図るため、担当取締役を置いている。リスク管理室を設置し、事件、事故、災害に関わる情報を一元管理し法令遵守を徹底することにより企業リスクを最小限に抑えるようにしている。「特別監査室」「内部監査室」「事務改善プロジェクト」等でコンプライアンス体制のチェックを行っている。
6	会社組織上、「コンプライアンス統括室」が設置されている。
7	内部統制室を新規に設置した。
8	コンプライアンス委員会は設置されていないが、コンプライアンスオフィサーが任命されている。
9	「全ての法律に対して、内部監査機能があるか」と問われると必ずしも十分でない。主要な法律については実務担当部署(人事、経理、総務、環境、特許等)が監査を担っている。

10	コンプライアンス本部を設置、外部有識者による企業倫理監視委員会を設置。
11	本年度より内部監査部門を設置、従前のライン主義から移行し監査役との協業により全社統一的対応策を立案中。
12	企業行動規範・コンプライアンス規程等が制定されたばかりで、今後より一層全役職員に周知徹底させる必要がある。
13	行動基準は立案している。平成17年度中を目処に内部統制システムを構築し、運営実施に移る計画である。
14	中核となる全社ベースの「リスク管理及び危機管理規程」を制定作業中（完了目処3月末）。
15	監査役監査基準を全取締役の説明し、法・株主・社会が求めている取締役のあり方について講義。内部統制システム構築段階。
16	今年度（17年度）に総合的な内部統制システムの構築を行い、その一環としてコンプライアンス体制を充実させることで意思決定がなされている。
17	法令遵守については理解が深まりつつありますが社内体制は整っていません。監査役として社長に対し体制作りを依頼しているところです。
18	内部統制全般に関する「セルフチェックシート」を計画中である。
19	コンプライアンスの教育に監査役も一役買うこともある。
20	現在、内部統制、リスク管理確立の為、委員会を作り審議中であります。

設問（9-2）「監査役による法令等遵守体制の監査を“あまり実践していない”、“殆ど実践していない”理由」主なその他の回答

1	全社的に法令遵守風土が強く、重点監査対象としては意識していない。
2	法令上の問題が全くなかったため。
3	代表取締役の意識が高く、目下は隅々まで目を光らしているため特に監査役の出番の必要性を感じない。
4	法令遵守の社風は定着している。
5	法令遵守の風土が十分に醸成されていると判断している。問題があれば、監査役に情報が入ってくる体制にあると判断している。
6	内部監査部との連動を強化しており、月1回内部監査部より報告を行わせているため。
7	社内マニュアルが法令に準じて作成されているため、現場の監督者や内部監査が適宜実施している。
8	法令遵守という枠組みではないが、いろいろなことをやっている。問題になりそうな事項は弁護士にも相談する。体制を問題にしたことは無い。
9	各部門ごとに法令が多岐に亘っているため、特定部門のみチェック、他は担当部門に任せている。

10	監査対象が明確でないのと、対象範囲が広く十分な監査が行えていない。
11	コンプライアンス室等明確な組織体制は監査しているが、その他は体制が未整備で監査すべき対象を特定する事が難しい。
12	製品品質・環境保全に関する体制は整備されているが、それ以外はこれからであり、監査の基準となる文書が整備されていない。

設問 (10) 「リスク管理体制」主なその他の回答

1	幹部社員から毎週月曜日に業務報告あり、全ての役員・幹部社員が閲覧し、相互チェックしている。この中での問題、懸案事項は役員の朝会（月曜）で討議される。
2	内部監査部門の指導により、自部門のリスク対応に関し、自己評価を行うこととなっている。
3	日常業務の一環として、当該業務におけるリスクの種類と程度について評価し、対策を実施している。
4	今期チェックリストによる内部統制システムの監査役監査を実施し、リスク管理体制が他に比して比較的弱いことを指摘。来期の経営方針にリスク管理体制の整備を盛り込み実施する。
5	部署毎にリスク管理をそれなりに行っているが、監査役が往査で主にチェックしている。
6	担当取締役を定めている。内部監査室、特別監査室、リスク管理室、お客様相談センター、個人情報取扱部署を設け対応している。
7	主要リスク（安全、防災、環境）への対応は行っているが、全リスクの洗い出しとそれへの対応を行っているわけではない。
8	リスクの洗い出しは為されているが、その管理体制は未整備である。
9	現状は、部署管理責任者により本件対応、特に技術部門、安全部門については、定期的には業務監査を、全社危機管理組織の構築並びに危機管理規則の見直し等を進行中。
10	リスク管理は言われるものの、形式的なものに留まっており、全社員の意識として十分に徹底されているとは思えない。今後の意識教育で浸透を図ろうとしている。
11	リスクの組織的洗い出し及び組織的対応はなされていないが、リスク認識は各部署で保持し、それぞれに対応を心がけている。
12	各取引等個々にはリスクがチェックされ、場合によっては回避策も取られているが、会社全体での管理体制は構築されていない。
13	危機管理マニュアルを作成している。
14	リスクマネジメント委員会を新たに設け、リスク管理規程等が制定され個々のリスクの洗い出しも行ったが、これからという段階である。
15	緊急性・重要性の高い事業リスクが明確に出ていないので、全社的な活動は実施していない。事業リスクが想定されるような場合には、その都度個々に対応するレベルである。
16	個人情報保護法の施行に伴い、情報リスクの洗い出し、評価、対応は行ったが、事業リスク管理に

	については完全にはなされていない。
17	予想可能な重大なリスクについては、毎月の取締役会、経営会議の場で議論されていると判断できるが、リスクの洗出しや対応方法など厳密なリスクマネジメントはできていない。
18	リスク管理は各部門で自主的に行っており、そのチェックは内部監査部門等で行っている。
19	財務、情報セキュリティ、安全衛生、品質、コンプライアンス、環境等のリスクは各分野別には管理する体制になっているが、事業リスクを面で捉えて体系化し管理できるようになっていない。
20	工場の事故など一部リスクについての体制は整備されているが、全部門におけるリスクの洗出しや評価・対応その他の体制を整備中であり、今年中に完成予定である。
21	全社的なリスク洗出しと対応策整理は今後実施予定。現在は各部門長による自主的管理の状況。但し、社外取引に関するリスク管理は内部統制部門主管で全社的なチェックを実施している。
22	市場リスクに対しては ALM 委員会が有り定期的にポジションの見直しが行われ、運営方針は担当取締役より経営会議を経て取締役会にも報告される。
23	様々な緊急事態を想定した対応マニュアルを作成し、発生したトラブルは所定の書式で報告、回付している。
24	トップの指示及び ISO/QS9000&ISO14001 の関連等で必要な危機管理項目に付き各基準書を作成し管理責任者が運用している。
25	各部門に対して、自主的に事業リスクの洗い出しを監査役から要請している。一方、総務部門が中心となって、リスク管理の体制を構築する原案を作成中。
26	新年度より新たに CRO を任命し、体制整備・強化を図る。
27	リスク管理について、監査役より提言を実施したばかりであり、今後、COSOフレームワークの研究、リスクの洗い出しなどを助言していきたい。
28	リスク管理に対して認識がなすすぎる。各部門“何をリスクとして捉えているか”理解されていない。
29	社内全体のリスクに対する認知度が低いように思われる。防災訓練程度のものである。
30	米国企業改革法 302 条対応の為、内部統制評価シートを各営業単位、主要関係会社等から取り付けて、分析、管理している。

設問（12-2）「監査役によるリスク管理体制の監査を“あまり実践していない”、“殆ど実践していない”理由」主なその他の回答

1	リスク管理統括部署があり、定期的に状況把握し報告を受けている。
2	受注産業のため、リスク管理体制は徹底されている（現場から本社まで）。
3	内部監査部との連動を強化しており、月 1 回内部監査部より報告を行わせているため。
4	リスク管理委員会での活動に依拠。
5	社内の体制整備が終った段階で、これからが監査の対象になる。

6	リスク管理の監査まで手が回らなかった。次年度にリスク管理についてその構築と監査を実施したい。
7	今年度からRM体制を整備し、リスクの識別・評価に従って実施することになっている。
8	業務監査の中で、各部門長にリスクマップの作成と自己評価を実施。これをもとに取締役会で現状を報告し、さらなる管理体制を整備中。
9	リスク管理体制の構築は、これからであり監査の基準となる文書が整備されていない。
10	リスク管理の手法を社内的に構築・教育するのが先ず必要。
11	各部門の抱えるリスクを中心に調査及び監査している。全社システムにすべく、提言/取り組み中。
12	そこまで監査の手が回っていないから。

設問（14-2）「企業情報の適正かつ適時な開示体制の監査を“あまり実践していない”、“殆ど実践していない”理由」主なその他の回答

1	所管部門において当該事項につき、監査法人や監査役と十分相談しながら進めており、重大な問題がない限り、力点を置かない。
2	必ず取締役会にて報告および決議が行われている。
3	監査役と関係部門とのコミュニケーションで大丈夫との心証は得ている。
4	今期より主要テーマとして監査する予定である。
5	監査役監査基準（規程）改定後、当社は来期（05年6月）より予定。
6	従来、商法監査に特化して来たが、某鉄道会社問題を契機に金融庁、東証の動きに併せ監査役としても積極的に関与を開始した。
7	開示体制はあるが、自社の開示基準の整備はこれからである（現在は、東京証券取引所の開示ガイドブックを基準としている）。
8	常勤監査役一人の現状では、時間的に、能力的に十分なチェックが出来ていない。また、有価証券作成部署もぎりぎりの人数であり、作成事務で繁忙な時に十分なヒヤリングなどは難しい。
9	財務情報の完成後すぐに発表のため監査する時間が無い為。
10	有価証券報告書は時間的に間に合わなくて、事後的に確認する程度（監査役の当該情報に対する無関心も少なからず影響）。
11	証取法関係は監査役は無関係という雰囲気が社内にある。
12	組織あるいは体制が既に整備され、かつ機能しており、体制について監査をする意識はない。

設問（16-2）「内部統制システムの構築状況及び運用状況についての取締役及び使用人（内部監査部門を除く）から監査役への報告が“行われているが不十分である”、“殆ど行われていない”理由」主なその他の回答

1	全部門の監査役監査を実施しており、監査時に監査役より内部統制システムの構築状況、運用状況を確認している。
2	担当役員によって、監査役に対する報告姿勢に違いがある。経営会議においては、重要事項は報告され、聴取している。代表者に対する報告は適時、適切に実施されているようである。
3	内部監査部門からの報告で充分と考えられるから。
4	監査時に指摘してその回答を得てP D C Aをまわすようにしている。
5	内部統制システムの構築・運用は概ねできており、大きな問題はないから。
6	内部統制システムについても各部門で自主的に構築・運用し、内部監査部門等がチェックを行っている。
7	内部監査部門が直接、内部統制システムの構築状況および運用状況をチェックし、そこから監査役が報告を受けている。
8	法令遵守、財務報告の信頼性確保の為に内規等々統制環境も含め十分あるが、それらがシステムとして統合された形にはなっていない。COSO等の考えを基本にはたしてシステムとして統合すべきか否か考え方の整理が出来ていない。
9	内部統制システム（近年急速にクローズアップされている新しい概念）の理解、実践はこれからである。
10	内部統制システムが構築されていない。
11	社長、取締役及び部門長に内部統制解説資料を基に説明。第一段階終了。コンプライアンス、リスクの洗い出しへ。
12	前述のコンプライアンス管理並びにリスク管理と同様内部監査部門の設置に伴い監査役と協業の上システムを構築中。
13	内部統制システム監査は、これから実施することを考えている。
14	現在SOX法対応の為に外部コンサルタントが調査に入っており、会社としてのシステム改善中。中間報告は受けている。
15	当職に対し、自ら報告にくる場合が少なく、内部統制システムの基礎になる諸規程の浸透度が不十分。
16	監査役への報告の必要性に関する認識が、取締役および使用人に薄いと思われる。
17	取締役が自主的に監査役に報告する習慣がないから。
18	取締役、使用人共に内部統制システムというプロセスを遂行する当事者であるとの自覚が希薄である。

19	監査役が内部統制の重要性を取締役会で訴えている段階で、取締役の意識が醸成できていない状況にあったから。今後は良い方向に向かうものと思われる。
20	組織が単純役員数も少なく代表取締役の執行状況も良く見えるので。

設問（17-2）「内部統制システムの構築状況及び運用状況についての内部監査部門から監査役への報告が“行われているが不十分である”、“殆ど行われていない”理由」主なその他の回答

1	内部統制システムの構築・運用は概ねできており、大きな問題はないから。
2	内部統制システムとして構築されていないが、内部監査に随行し各部署へ監査を実施し、問題点を提起している。
3	内部統制システムが構築されていない。
4	社内で内部統制の定義が定着していないため、内部監査の手法にも反映されていない。
5	現在システム整備中であり、整えば報告体制も整備される。
6	組織内に内部監査部門という意識がない。
7	常設の内部監査部門はない。業務手続につき規程により監査チームを編成全社一斉に監査実施。その後、指摘事項につきフォローアップ会議を開催。編成チームは約70名、課長以上、丸一日をかけて実施。フォローアップ会議も同様、会議には監査役も出席。
8	当社には、内部監査部門がないので、経理部、経営企画室、総務人事部、技術部等が内部牽制機能を働かせることが要請されている。回答は、内部牽制部門の役割実施状況を示す。
9	内部監査部門に代わる業務担当部門からも、ほとんど報告されず監査役が要請してからチェックし報告が来る。
10	内部監査部門が弱体であり、形式的なチェック作業に終わっている。
11	内部監査体制が脆弱であるため、監査の回数、質において不十分。
12	内部監査部門の専任要員がない。兼務体制で機能が弱体である。また、内部統制システムの定義の理解が不十分である。
13	内部監査部門からは定期的に報告を受けているが、法令遵守が主で、本来の企業理念等については、定義が不十分であり、再構築の途上にある。
14	内部監査部門自らが監視機能を通じて内部統制システムのプロセス遂行の一翼を担っているとの意識が未成熟。
15	内部監査部門はまだ内部統制システムという切り口で作業を行っているという認識が薄い。
16	結局、期末監査などの折に監査役として内部監査の監査をしなければ機能したとはいえない。
17	監査役への報告の必要性に関する認識が、内部監査部門に薄いと思われる。
18	親会社の内部監査部門からの報告が遅い。こちらからの問い合わせが必要。

設問（18-2）「会計監査人から監査役への財務情報に関する内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告が“行われているが不十分である”、“殆ど行われていない”理由」主なその他の回答

1	内部統制システムの構築・運用は概ねできており、大きな問題はないから。
2	問題ある場合は、経理担当部長よりの報告が有る。
3	会計監査人が、内部統制の整備状況について、未だ、充分な関心を払っていない為、と思われる。
4	内部統制システムに関する内容の報告がない。
5	会計監査人の具体的な監査テーマになっていない。
6	監査法人の公認会計士が会社の実情を把握していないため。
7	財務情報に係る内部統制システムの監査に関し、監査役との連携の重要性に対するCPAサイドの認識が不十分。
8	リスク評価の結果が開示されない。
9	会計監査人の内部統制システムの認識とギャップがある。
10	個々の問題点は指摘されているが、全体的な評価は積極的には行われたい。
11	監査役（会）から会計監査人への働きかけも少ない。
12	両者の間で「どの程度報告したらよいか」についての共通認識が確立していないから。
13	監査人も内部統制システムの理解が曖昧。
14	会計監査人に対しては、監査役より積極的に聴取しない限り、定例の報告体制は整っていない。
15	本件で会計監査人と会合。今後内部統制システムについて監査するとの意見表明を行うことを依頼、検討するとの回答。
16	現在積極的に監査役に報告する、という仕組みになっていない。監査役から期中、期末監査時にヒアリングする程度である。

設問（19-2）「内部統制システムに関する監査の結果に関する、監査役から取締役（会）への報告、内部統制システムの改善の助言または勧告の実践状況」主な回答

◎内部統制システム全般	
1	・未整備の諸規程の勧告・内部牽制体制不備の勧告・内部統制システムの説明（予定）。
2	取締役会運営の改善、コンプライアンス確立の提言、内部監査機能の強化、情報セキュリティ体制の改善など。
3	・法令遵守事項の体制の整備・債権管理の強化・個人情報保護体制の整備・事故・災害対策の強化。

4	経営会議で、内部統制の定義・目的について啓蒙活動。内部監査部門設置の意見具申中。
5	経営者の法令遵守姿勢表明機会の増加、倫理綱領の露出度向上、資産評価のシステム構築、職務権限・分掌規定の見直し、業務マニュアルの制定等。
6	職務権限表のタイムリーな更新、規定の作成・整備、内部監査・巡視の実施等について助言。不祥事が発生した場合の改善勧告と助言。
7	技術部門は、企業持続に関わる重要問題につき、横断的対策並びに効率的な進め方を指摘し、改善改良の助言を実施。安全管理部門マニュアルの見直しを指摘、改善。2事業所に会計改善指摘。
8	雇用形態の多様化を踏まえ、要因の把握管理とアウトソーシング是非の判断基準の明確化を助言。案件属性に基づく意思決定ルート・手続・稟議・機関決定等)の明確化と透明性向上を助言。
9	過去の監査役協会作成の参考フォームを当社の実情に合わせ手直しし(全体評価)、構成要素、細目等の評価を3段階に分けて監査役会で協議し、評価結果を代表取締役へ報告し、改善と合わせ取締役による自己評価、部門別の統制評価等を定期的実施するよう勧告した。
10	社内各部門および子会社の往査時点で発見された内部統制を含む問題点は、報告書に記載すると同時に各部門の担当取締役、執行役員に報告し改善提言を行っている。
11	各事業毎の管理機能を組織的に統合し、リスクマネジメントの視点から一体化したシステムとして再構築すべきこと。
12	内部統制、意思決定プロセスについて改善を要する具体的事例について、代表取締役社長に意見提起した。
13	COSO報告書に基づいて社内の内部統制状況をチェックし、その問題点を取締役との定例意見交換会の場で報告した。
14	代表取締役を含む全取締役に当社の内部統制の現状の調査結果と改善の勧告を文書に作成し、役員会で監査役が説明、申し入れた。
15	全社「リスク管理及び危機管理規程」制定に際し、内部統制システムとの相関からその重要性、意義、規定内容の不備に対する助言、修正を行った。
16	①監査役会主催「内部統制システム整備のためのグループ連絡協議会」の定期的開催とその内容を取締役に説明②監査役会主催「役員向け法律勉強会」開催③現地監査時「内部統制項目に関する事前アンケート調査表に基づく管理職面談」④現地監査時「管理職向けコンプライアンス研修会」開催⑤監査調書の内容(含む内部統制項目)を取締役に適宜説明。
17	①内部統制自己診断システムの充実 ②各種管理業務の点検と不具合箇所の改善。
18	COSO勉強会の開催。各部とのヒアリングにおいて、内部統制について説明を行って、理解向上に努めている。
19	協会資料「企業経営における内部統制と監査役(月刊監査役430号)」を参考に「内部統制の評価に関するチェックリスト」等で具体的に説明(弊社の取締役は若い)している。
20	コンプライアンス規程・リスク管理規程・企業行動規範等は出来たが、全役職員への周知徹底が十分出来ていないため、速やかに実践されるように意見を述べた。

21	期中の往査結果を踏まえた個別ベースによる内部統制システム構築・改善・整備の必要性勧告並びに内部統制と関連付けたリスク管理体制およびコンプライアンス体制の確立、重要内規の整備等について全取締役宛にEメールで助言・勧告した。
22	資産管理プロセス・システムの改善、時間外勤務管理業務の改善、情報セキュリティ業務改善、情報開示体制整備への助言等。
23	内部統制、リスクマネジメントに関するセルフチェック（自主点検）を不定期に実施し、取締役、幹部職への自覚と担当部門への落としこみを促す。
24	グループ経営者会議で内部統制システムをリスクマネジメントと一体となって機能するために危機管理委員会のないところは早急に設置するように促している。
25	体制の若返りとしてかなりの社員が退職し新規採用を行ったので、時に管理面の人材の交代には内部統制システムが崩壊しないよう体制構築に留意するよう監査役会で社長に進言し、社長も十分な配慮をしていく旨を表明。
26	稟議書内容不備/後付決済への勧告、個人情報管理実態定期モニタリングの提言、下請法対象取引先のリストアップと定期メンテ体制構築など。
27	監査結果10数項目の助言等を行うが、大半が内部統制関連である・統制上問題や矛盾がある権限規程とその運用に関して勧告・業務規程、手続書の不備等に関する助言など。
28	代表取締役に対し内部統制システムの構築についての提案書を作成・提案をし、結果として委員会の設置など一連のコンプライアンス体制が確立した。
29	平成15年9月25日付で「内部統制システムの構築に関する提言」書として、監査役（会）から提言をした。その内容は、①内部統制とはとして、定義、必要性、COSOの概要、②構築の準備から具体的体制、③当社の具体的不具合事例、を10ページにまとめて代表取締役社長に提言した。
30	1. COSOの定義の説明会を行い、理解を深めた。2. 監査基準改定の報告会を行った時に、特に内部統制の部分について詳細説明した。
31	内部統制研究会で検討した資料等を材料にCEO、CFOに対し、COSOシステムの構築を意見具申した。監査役として内部統制の現状を近々モニタリング予定。
32	内部統制の整備、運用の状況および内部統制システム（構築）の重要性、必要性を再認識していただくための 内部統制システム構築についての助言、提言を実施 1. 計画のプロセス 2. 内部統制の概要 3. 内部統制の評価表 4. その他社内規定、基準類の体系だった整備と運用等管理面での向上について。
33	内部統制システムは自社のみ止まる問題でなく、例えば会計士法の改定による監査法人の監査視点の変化等についても注意を喚起する。
◎規定類	
34	責任権限規定(案)等の具体的制定案の提言。
35	例えば、責任・権限に関する規程の運用解釈等について曖昧な部分がある場合には改善を勧告する。

36	社内諸規程の整備状況、管理組織、現場での実践状況、稟議事項のフォロー等につき監査し、改善を要する事項を都度指摘している。
37	決裁書の協議先について、組織の縦の関係が主になっており、関係部署長のコメントが少ない。チームとしての連携と牽制機能が働かない可能性がある。
38	取締役会、株主総会招集手続きの適正化及び関係社内規程等の見直し。計算書類準備の法令期限厳守のための手当て。
39	各職制の「職務権限」と「責任の範囲」を見直し、明文化する必要性について。
40	①与信管理（権限体系の整備）②営業事務の牽制システムの導入（フロント機能とバック機能との整備）③交際費・会議費の自己決裁の禁止（上司決裁制の導入）。
41	規程・規則等の整備状況について一部にメンテナンス不備がありその不備項目を含む関連規程の見直しを勧告。
42	1、関連会社管理規程の遵守と見直し2、稟議ルート、特に関係部署の役割の見直し3、研究開発工事についての予算管理システムの改善（決裁前の工事着手の回避）。
43	稟議書・伺書の閲覧の際に発見した手続上の疑問、内容の矛盾について指摘(意見書の提出)し、再提案させている。
44	検印規程等の整備・運用状況コンプライアンス・リスク管理安全衛生・環境管理。
45	持株会社制分社化に際し、①社内規定類の整備・充実②事業に関連した法規の整理等を取締役に提言した。
46	1 3 3 条監査について職務権限規程の遵守について関係するリスク、法令の整理について。
47	交際費などの使用について不適正な場合など、内部監査体制の強化、問題点の改善など。
48	社内規定は3 9 規程あるが、内容については当初からあまり改定がなされていない。必要に応じ、監査役の方より指摘、助言している。
◎法令等遵守	
49	コンプライアンス委員会の委員長が事務局案では、常務役員であったが社長が自ら進んで引き受けた、という話を聞いて「その姿勢が大事である」ということを皆の前で話した。
50	・稟議書添付資料の不備を指摘。・ペーパー取締役会は商法違反であることを指摘、実質開催するよう助言。
51	法令（商法・労働法等）の制定・改正に伴う業務・規程等についての改善及び関係会社支援のルール化。
52	・CSR 取組みのスタンスに関する助言・監査役視点からする経営幹部に対するコンプライアンスの啓発・職務権限規程の遵守・運用に関する助言・適時的確な情報開示や広報のあり方に関する勧告。

53	公正取引委員会に価格カルテルの容疑で立入り検査を受けたが、新しく赴任した新社長に対して、独禁法違反のおそれを指摘して是正するよう意見を述べた。
54	受注・売上計上裏付け資料の添付の徹底指導。売掛金の完全回収指導（特に長期滞留の撲滅）など。
55	新規法令及び法令改正への対応、他社不祥事・法令違反に対する自社の体制・対応状況、自社特有のリスク管理状況等々について調査・検証して助言・勧告を行っている。
56	法令等の改正に伴う社内諸規程の見直しと改定の徹底。
57	下請法に関する監査において、委託業務管理システム上の運用不備（注文書の事前交付や一式見積もりの禁止等）を指摘している。
58	環境関係法規違反事例について改善勧告。コンプライアンス委員会の設置の推進新規に施行される法令への対応体制の整備助言。
59	コンプライアンス問題の時宜にあった報告、コンプライアンス委員会の実質化、事例の社内共有化、内部統制体制の整備など。
60	労働基準監督署からの是正勧告・指導を受けた事実が、即時に取締役会に上がってこなかったことに対し、是正のための体制構築を進言した。
61	社内通報制度が更に機能するように秘密は厳守した上で相談内容の対応、処置をもっとオープンにするべき。
62	各種研修等の実施によるコンプライアンス意識の醸成を図っているが、さらにコンプライアンス経営の実践に向けた施策を展開する必要がある。
63	子会社を含めた全事業所にヘルプライン窓口を設置済み（その本部は監査役室長）。定期的に取り締役会にて状況報告を行っている。
64	私用車輛の業務使用、及び通勤使用している者の免許証、車検、自賠責・任意各保険の期限切れのチェックの徹底と改善による法令遵守を助言。
65	①コンプライアンス教育が不十分②収益至上主義から会計コンプライアンス意識が未成熟③相互牽制機能が不足。
66	コンプライアンス統括部や内部監査部門等との報告会における社内部門の法令・社内規程の遵守不備などの改善指摘。（政治資金規正法パーティ券、社内決裁規程の解釈など）。
67	交際費の支払いに関する決裁は本部長となっているが、某事例は多額でその内容が不明確で、社長に報告がなされていない、内容に応じて社長決裁が必要だ。
68	①輸入商品取扱の許可及び仕入体制②特許取扱等の管理状況③情報システムに関するリスク管理④海外との契約及び取引に関する法的管理。
69	労基法（36協定）に抵触する労働実態発生に伴う実態調査と役員面談（社長含む）。
70	公正な取引活動では社会的使命、自覚、法令遵守は会社が当然すべき行動倫理であることの徹底。利害が抵触する場面では、すすんでその旨を上司に申告し、第三者からの疑惑を受けることのなきよう公正な態度を持すること。

71	下請法や派遣法に抵触するおそれがある事例に対し、注意を促す。
◎経理・会計	
72	*売上の前倒し、*資産・商品の長期貸出（法令違反）、売上計上処理の不備、*売掛債権の未回収。
73	経費支出の際の自己承認の禁止（承認者による支出の場合、上位者の承認の徹底）。
74	棚卸資産の管理体制について、組織の見直し等の改善を提案。
75	仕掛品棚卸体制の基準を文書で明確化するとともに責任部署の立会いを要請した。事業部の内部統制部門の意識改善を要請した。
76	100%子会社の経理事務システムの改善（ダブルチェックが働くように）。未収金管理システム運用の徹底。
77	文書管理規定の早期制定。
78	器具代、工事代の売掛金の管理について、全社統一的なシステムを構築すべき旨を代表取締役役に指摘、提言。
79	棚卸システムの改善、出納帳、金種表システムの改善等。
80	事業費支払い基準の遵守について、改善の助言を行った。
81	オフバランス取引について、管理体制の構築と関連内規の改定を経営会議などで提言。結果管理体制の構築と内規の改定がなされた。
82	売掛金、棚卸資産等の資産管理並びに一部の業績不振の子会社管理について具体的に問題点を指摘した。
83	適正在庫管理システムの構築。
84	・会計監査人の期中監査指摘事項を取締役会にて報告・「内部統制」の要点をまとめた書類の配布（子会社社長会にて説明）。
85	残業管理、予算管理、伝票システム等について気づいた点があれば助言・勧告を実施している。
86	債権管理の徹底を意見具申。
87	1.領収書・納品書の管理体制が不十分な点を指摘 2.売掛残高確認書の管理チェックが不十分な点を指摘。
88	会計監査人との打合せ等から改善指導事項として報告。実務部会での他社の取組状況を報告。その重要性を提言。改善を勧告している。
89	売上から資金回収までのプロセスと購買のプロセス、並びに財務報告の改善に関する助言、勧告。

◎リスクマネジメント	
90	グループ企業のキャッシュフローの管理が不適切な為、ある子会社では現金が余っているのに他の子会社では資金不足で借入れを行い、グループ全体では不必要な借入れを行っていた。改善及び助言。
91	(例) リスクマネジメントの強化を助言→特定プロジェクト・リスク管理実施マニュアルが制定され、管理強化がなされた。
92	(1) 部門毎の事業リスクの洗い出し、(2) 事業リスク回避・緩和のための規程・制度の整備状況の点検。
93	①リスクマネジメント委員会及び危機管理本部の設置の進言 (いずれも設置済み)、②リスクの未然防止のための横展開、③環境・知財等のリスク管理を、グループ会社まで拡大等。
94	リスク関連問題の取締役会での提起と回避策の協議参加。
95	リスク管理委員会の設置と定期レビューの実施等。
96	業務監査によってリスク評価やそのコントロールについて適正や指摘を報告している。
97	①重大損失や不祥事 (またはその予兆) の要因としてのマネジメントシステムと責任体制の不備に対する問題提起②リスクの洗い出しの必要性について等。
98	例えば、法令遵守体制やリスク管理体制につき、監査役が全部門ヒヤリングを行い、実態把握し、問題提起と仕組み等を提案する等。その後担当部署が具体的提案を行う。
99	RM 監査を実施し役員会で報告している。
100	1)災害復旧対策に関し、緊急避難場所の指定改善勧告 2)リスク管理に関し CSA(Control Self Assessment)導入助言。
101	取引先の倒産による貸し倒れ等の偶発リスク及び情報システム等業務リスクに対する内部統制システムの強化、拡充。
102	事業リスク、リスクへの対応及び統制活動の文書が、抽象的な表現のものは、具体的・実践的内容に修正させる。
103	リスクに関する各種管理規程類及び内部監査実施体制の整備・強化。
104	1. 会社に重大な損失を発生させる虞のある滞留在庫の処理、2. 会社業績に影響を及ぼす不採算業務収支分析、3. 監視センター機器の投資効果の検証等。
105	火力発電所における既発生ヒューマンエラー事故をテーマに、再発防止のための内部統制システムが構築されているか。
106	効率的経営—生産・営業の連携体制の欠陥による未納・過大在庫・製品廃棄・原価差異の発生。
107	ソフトウェア開発におけるリスク発生の回避および発生後の統制・牽制の体制強化策。

◎内部監査体制	
108	社内監査部門の独立性強化のため経営管理部門の兼務業務縮小について。
109	内部監査部門の増員等を進言。
110	内部監査部門の独立性について。
111	内部監査部門の監査は、重点を内部統制システムの整備状況に絞って、頻度をあげるようにしてはどうか。
112	従来独立した内部監査部門が組織として存在していなかったが、業務本部長・経理部長・総務部長からなる「内部統制委員会」を設立させた。
113	グループ全体の管理機能を有する組織の整備及び内部監査部門の機能・人員の拡充を助言。
114	コンプライアンスの浸透状況 ⇒ 取締役から機会あるごとに繰り返し徹底をはかる必要がある。
115	内部監査室長を兼任から専任にすべしと勧告した。
116	内部監査の実施要請。コンプライアンスに関する取組を勧告。
117	内部監査部門による海外子会社の定期的な検査を指示。
◎情報管理	
118	個人情報保護法施行に伴い、当社の扱っている個人情報の取り扱いについて、現状と確認（監査の実施）と、リスク再検討、規程の運用と再徹底を助言。
119	・苦情受付態勢の強化・個人情報保護法対応の営業点への十分な徹底。
120	1. 個人情報保護法に関する内部体制の早期確立の必要性を進言 2. クレーム処理に関する社内ルーチンの確立。
121	情報セキュリティーに関する事項 適正な業務遂行に関する事項。
122	・個人情報保護に関する誓約書を全員から取得するよう提言・生産品質強化の為の組織化・業務執行確認書の実施。
◎組織	
123	①ミドル・バック部門の体制整備・強化のための「基盤整備委員会」設置を提言。②社内システムのアクセス・コントロールの態勢整備を勧告、他
124	「子会社の中間管理者兼務体制見直し」、「海外のコンプライアンス事務局体制見直し」に関する意見具申。
125	組織体制における牽制部門の機能不能業務におけるチェック体制の不備社内における情報の伝達の不備。
126	牽制機能発揮の為の組織再編、信賞必罰の徹底、内部監査体制強化、SELF-ASSESSMENT 体

	制の構築、等。
127	取締役会、経営会議、営業会議等各級会議、委員会における審議・決定・報告等の明確化、適正化他。
128	組織上の問題 業務内容と権限の問題。
129	経営の有効性からのサプライチェーン上の助言、組織機構の制度設計の見直し助言、等。
130	職務体系の整備・各業務のコード化、ユニット化。
◎営業・事業	
131	民需むけ事業体制の不備(細分化・複雑・非効率)が認められたことから、改善を提言し、05年度より新体制に移行することとなった。
132	営業担当者と顧客との受注取決めに変更が生じた場合、トップへの報告を早急に行わせ、的確な指示を出す事。
133	伝票作成と決済の分離データのアクセス権の変更調達の指示、検収、決済の分離。
134	営業担当者の個人企画による営業推進ツールに対する、コンプライアンス上等の組織的なチェックプロセスの構築・運用。
135	工事受注活動に於いて、活動開始時の決裁印及び受注金額決定時の決裁印が規程通りに捺印されていなかった。
136	例えば、営業部門における販売実績入力と管理部門(経理含む)での仕入れ数量との整合性をチェックさせる。これをビジネスプロセスとして明示させ監査役へ報告し監査役のチェックを受ける。
137	・経営目標達成への管理者層(部署長)個々への明確なミッションの合意と業績評価尺度(数値)の設定・海外子会社経営層とのコミュニケーション充実・他社のガバナンス体制と効果の紹介から自社の改善内容等々。
◎子会社管理	
138	子会社の入出金マニュアルの見直し、大株主との取引についての助言等。
139	100%子会社の代表取締役を発注部門の担当取締役が兼務しており、牽制機能が働かない。
140	ある子会社において、管理部門の体制が弱く、外部委託により財務諸表の信頼性は確保されているが、内部牽制の機能が十分に発揮されていない状況であったため、改善を勧告した。
141	国内子会社における内部統制システムの監査について。
142	当社は持ち株会社であり、子会社の経営管理という側面から、グループ全体の内部統制システムに問題がある場合に指摘を行っている。
143	子会社監査の結果、法令遵守の立場から取締役会議事録の整備につき改善を勧告。
144	連結子会社の管理体制改善、経営会議の定常化、等。
◎情報システム	
145	システム構築に当たっては、必ず2人以上の連帯で指示・作業・報告・チェックを得て実行させる。
146	システム整備の必要性の勧告および関連資料などにより啓蒙を始めている。また組織・機能の不備を指摘し改善を促している。
147	監査の結果不十分である旨報告し、システム改善(構築)のために、改善(設置)委員会等の立ち上げを

	要請。
148	社長、財務担当取締役がシステム整備の必要性を助言し、現在整備に着手している。経営会議でも論議中。
◎不祥事防止	
149	或る不祥事発生の際、再発防止とチェック体制の再構築を要求。結果、遵法委員会の設置が実現した。
150	取引先との癒着防止に関する購買システムの改善を助言。
151	代表取締役との定期的会合時に、発生した不祥事等に関する防止策等の対応策或いは店往査時の不備内容等について、改善提言を実施。
152	・社内不祥事防止のための社内ルール・決済基準等の改善・取引先との契約の厳正化並びに取引実態の健全化のための自主管理体制の強化・商品・設備・備品に係る減損処理基準の明確化。
◎安全	
153	安全対策や情報システム運用に関して監査報告を行った。
◎支店・営業所	
154	支店、営業所監査において、長の交代時に明確な引継書がないことが判明。担当取締役に話をし、総務部に引継書案を提示した。
155	営業所における経費、在庫、売掛金に係る管理について助言または勧告。
◎契約	
156	契約業務に関して、契約に伴う取引行為を行う部署が契約業務もしている実情に対して、牽制する仕組みを構築すべき旨助言した。
◎取締役等	
157	①取締役会の日程変更が多いことの是正勧告②取締役会決議の正常化助言（事前説明の充実、事後承認の削減等）。
158	取締役、執行役員が末端の組織（部署長）に対し、組織原則を逸脱した指示・命令を発することがあったので改善を依頼した。
159	取締役の更なるリーダーシップの発揮・取締役相互間の牽制強化。
◎開示体制	
160	企業情報開示体制について、適時開示の充実を図るため事務局と協議し社内規程を新設しチェック体制を強化。
161	情報開示委員会の設置による情報開示体制の整備。
◎人事	
162	人事の中途採用に当たっても人事規程、給与規程に則って対応すること。

設問（19-3）「内部統制システムに関する監査の結果に関する、監査役から取締役（会）への報告、内部統制システムの改善の助言または勧告を“あまり実践していない”、“殆ど実践していない”理由」主なその他の回答

1	内部統制システムの構築・運用は概ねできており、大きな問題はないから。
2	現状では、社内の内部統制システムがうまく機能しているのでシステム改善の助言勧告は必要ない。
3	代表取締役は常にフランクに対話できる人格であり、よく雑談等にも応じてもらえる性格のため、必要をあまり感じない。しかし、今後はテーマをつくり実践予定。
4	経営の具体的管理問題として対処しており「内部統制システム」として監査する意義もないと思うから。
5	相互牽制(チェック)体制、効率的組織の観点から監査しているが、とりたてて報告することもなかったのだ。
6	代表取締役との定期会合のテーマの1つとしている。
7	内部監査部門等から取締役会へ報告がなされ、監査役と監査部門も定期的に情報交換会を設けている。特に問題があれば、社長との意見交換会で意見具申している。
8	担当部門における打合せに出席したり、相談を受けたりして、事前に監査役としての意見を反映させている。
9	直接報告や助言、勧告をする代わりに、監査役会議事録に記載して代表取締役等関係役員に送付している。
10	助言等は代表取締役との面談時及び会議の席上で行っている。又、部門固有の問題については、担当役員、部門長と話をしている。「勧告」については未だ必要な場面に遭遇していない。
11	役員、社員全員合わせて21名と規模が小さい上、常に取締役と同じフロアにおり、常に接触している。
12	社長に報告しており、取締役会では必要に応じてということである。
13	内部統制システムに関する監査をしているが、取締役(会)があまり関心がないので、報告は行っていません。
14	“監査調書”に指摘した事項に対しての改善意識が乏しい(関連する取締役)。しかし助言や勧告は続けている。
15	内部統制システムを構築する際、代表取締役に助言、勧告し、やっと社内的に構築し始めたところ。
16	個々の事象についてその場で助言をしているが、全般的な内部統制システムに関する助言は不十分。
17	内部統制システムの具体的な活動指針が十分把握できていないため。

18	どのような助言や勧告が内部統制システムに該当するのか。
19	内部統制システムの構築、運用に取締役（会）が深くは関与していないから。
20	取締役の内部統制に対する理解が不十分だから。
21	代表取締役が体制整備の必要性を感じていない。
22	内部統制システムの監査の方針・方法が明確になっていない。
23	内部統制に当たる人を配置する人的余裕が無いことを、会社として認識しているから。
24	取締役が内部統制システムは不要であると考えているため。
25	持株会社としての内部統制システム構築を検討中。
26	内部統制システム導入第一段階は終了したので、構築とは無関係に助言、勧告を積極的に行う。
27	改善の助言または勧告しなければならぬとの意思が弱いと認識している。
28	監査役も内部統制システムという観点からの監査は、必ずしも意識していなかった。
29	内部統制システムが無い現況では、監査状況を報告するレベルでは無いと判断している。システムよりは個人レベル業務が主力の状況。打破はしたい。
30	完璧な内部統制システムを求めれば大変なコスト、迅速性等も課題になる。求めるレベルの判断に迷うことから具体的な提案は弱いものとなっているのではと懸念。

設問（33）「継続企業の前提に係る情報開示に関する基準・規定等の整備状況の情報入手」に関する主なその他の回答

1	監査役、社長、経理部長は3人共管理畑出身でお仲間。個人的にも情報は速く伝え合う。
2	概ね速やかに入手できているが、監査役への速やかな情報提供について、適宜社内に注意を促している。
3	規程等はないが、子会社として事由が発生の場合速やかに親会社に連絡し、情報開示の必要性について相談する仕組みはできている。
4	説明会議には必ず出席し説明を受けており、取締役と同じタイミングでの情報入手。
5	監査役に第一番に情報が入る場合もある。遅れて入る場合もある。情報の種類によって違いがある。
6	有価証券報告書に基づく事項は入手出来ている。
7	重要会議出席での情報入手および各部門報告/1回/週が中心。問題発生時に監査役に情報が直ちに伝わる体制ではない。

8	情報開示の規程や基準がないだけで（新基準で作る予定）、実際には「情報は速やかに入手できている」という意味です。
9	能動的に情報をキャッチし、実行されるよう注意している。
10	最近これに該当するような事例がないので何とも言えません。

設問 (23) 「代表取締役との定期的会合における意見交換のテーマ」主なその他の回答

1	監査業務に対するトップとのベクトル合せ。
2	新監査役監査基準の概要について話題として取り上げた。
3	監査方針、監査計画。
4	往査結果、監査役会結果等。
5	社外監査役の持っている他社情報の交換。
6	①常勤の社外監査役として就任3ヶ月の印象②監査役監査基準の制定。
7	社外監査役の意見紹介、今後の監査テーマ。
8	定期的会合は半期に1回。大型投資案件、会社設立等法令または会計基準にかかわる事項については、早期に意見交換を行う等、都度意見交換に力点を置いている。
9	Topicsとして、商法改正、商法現代化に関する事項、証取法改正、監査役監査基準改正、会計士監査基準改正、総会白書等で主にコーポレート・ガバナンス関連事項を重点的に説明。
10	法制度の改正動向等。
11	商法改正などの社会的情報の交換。
12	M&A案件の事前報告・意見交換。
13	全取締役と個別にヒアリングを行い、業務の現況と課題を聴取し、あわせて監査役活動の理解を求めてきた。
14	独立した内部統制システム確立についての要請。
15	代表取締役から監査役（会）への要望。
16	リクルート、社員の精神衛生問題等の会社体制強化案等。
17	RISKが確認された都度報告はしているものの、四半期ごとにRISKの担保の取り方等、問題点を整理して伝える事と、過去の指摘事項のfollowup状況の確認をし、潜在的なRISKの共有をする。共有する主なRISKは次の3点；Legal、Brand、Insider。
18	営業に関する動向、戦略など。

設問 (24) 「代表取締役との定期的会合を“あまり実践していない”、“殆ど実践していない”理由」主なその他の回答

1	随時会合を持っているが、定期的ではない。来期から定期的を開催するよう働きかけている。
2	毎日、社長とは顔を合わせ、会話をしており、日常的に提案、批判、情報交換をしており、少なくとも、常勤監査役としての定期的会合の必要性は感じない。
3	定期は期首監査計画策定時のみ、他は随時実施。
4	毎月の経営会議の冒頭、部門の会議の冒頭などで社長からの方針・考え・現状等の説明を受けている。これらでほぼ十分な経営情報が得られる。
5	経営会議（取締役全員出席）で監査役は自由に意見を述べられるため、代表取締役との定期会合の必要性を感じてない。
6	毎月2回行われる経営会議への出席、及び全取締役出席の戦略会議議事録を監査し、必要に応じて質問等意見を交わしているから。
7	毎日、早朝役員ミーティングで情報・意見交換している為。
8	規模の小さな中会社なので重要会議出席時に十分意見交換可能。
9	従来、月次の取締役会で顔を合わせてきたので、その必要性を感じなかった。しかし、今後は定期的会合を持つ必要があると思う。
10	従前は、常勤監査役が不定期に随時対話してきた。17年度からは、監査役全員で定期的会合を実施する。
11	代表取締役は常にフランクに対話できる人格であり、よく雑談等にも応じてもらえる性格のため、必要をあまり感じない。しかし、今後はテーマをつくり実践予定。
12	現在定期的会合のルールがないので実施していない。今後ルール化を考えている。
13	社長との定期的会合に実際上の意味があるとは思えない。
14	取締役及び監査役の一部に代表取締役との会合に消極的な意見があるから。
15	社長と社外監査役の日程調整が困難が主たる要因。常勤監査役とは、適宜面談、メール等で意思疎通を図っている。